

春日市子育てガイド すくすく

[illegible]

[春日市HPへ](#)



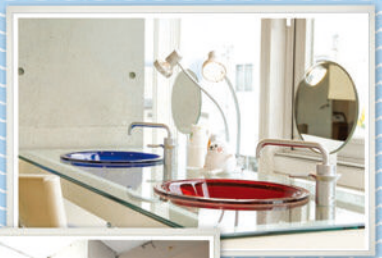
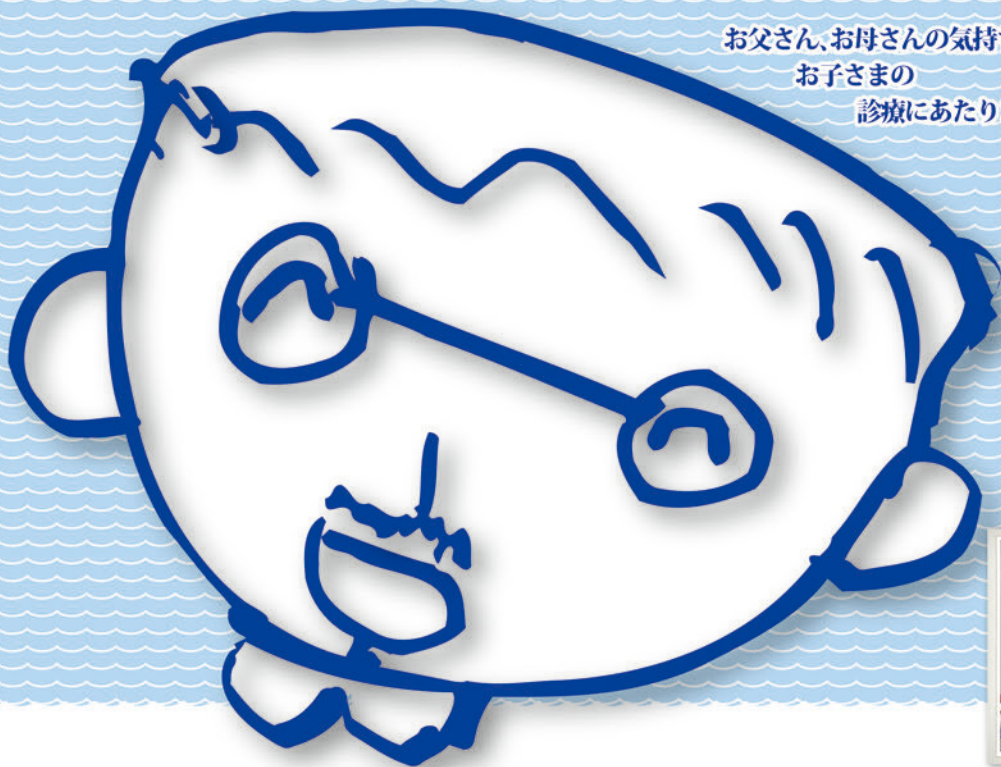
春日市 2025

小児歯科・矯正歯科

古澤こども歯科クリニック

お父さん、お母さんの気持ちで
お子さまの
診療にあたります。

土曜日も
終日診療



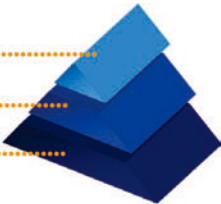
日本小児歯科学会で認定された専門医です。

院長は、福岡県筑紫エリア(春日市・大野城市・太宰府市・筑紫野市)では
数少ない小児歯科専門医です。

小児歯科専門医: 約1,200名 (2014年12月現在)

小児歯科学会会員: 約4,500名 (2014年12月現在)

全国歯科医師: 約104,000名 (2014年12月現在)



院長 古澤 潤一
Furusawa Junichi

昭和61年九州大学歯学部卒
日本小児歯科学会認定専門医

0歳から思春期まで、年齢に応じた専門的なケア。

当クリニックでは、継続的なむし歯予防や歯並びの管理をできるだけ早い
時期から始め、すべての永久歯が生えそろう、噛み合わせが完成する10代
終り頃には、お子さまがむし歯のない健康な歯と美しい歯並び、正しい噛
み合わせを持っていること、また、それを維持するためのお口の健康管理
に関する習慣を身につけていることを目標としています。

1歳6ヶ月児歯科健診 委託先歯科医院

春日市・大野城市の委託先歯科医院の1つです。
春日市大野城市にお住まいの1歳6ヶ月のお子さまが対象です。



小児歯科・矯正歯科

古澤こども歯科クリニック

Oral Health Promotion Clinic for Children

福岡県春日市春日原北町
4-3 KTビル3F

Tel. 092-572-1171



WEB予約可

ふるさわこどもしか

検索

診療	月	火	水	木	金	土	日
9:30~13:00	●	●	●	×	●	●	×
14:00~18:30	●	●	●	×	●	●	×

■休診日/木曜・日曜・祝日

*平日の休診日が変更になる場合があります。ホームページでご確認くださいませ。

●当院ではキャッシュレス決済に対応しております

・ 市からのお知らせ ・

春日市こども支援部

Instagram

やってます！

子育てに関連する情報を発信していきます！

ID検索または二次元コード読み取りで
ぜひフォローをお願いします♪

ID検索

虫眼鏡
マークから
"kasuga_
kosodate"
を検索して
ください



二次元コード



読み取りを
お願いします♪

毎週木曜日に更新します！ お楽しみに～♪

春日市公式LINEでも
子育てイベント情報発信中！
二次元コード読み取りから
お友達登録をお願いします☆



春日市子育て支援課
春日市昇町1-120(いきいきプラザ内)
Tel:092-584-1015
Fax:092-501-0051
E-mail:kosodate@city.kasuga.fukuoka.jp

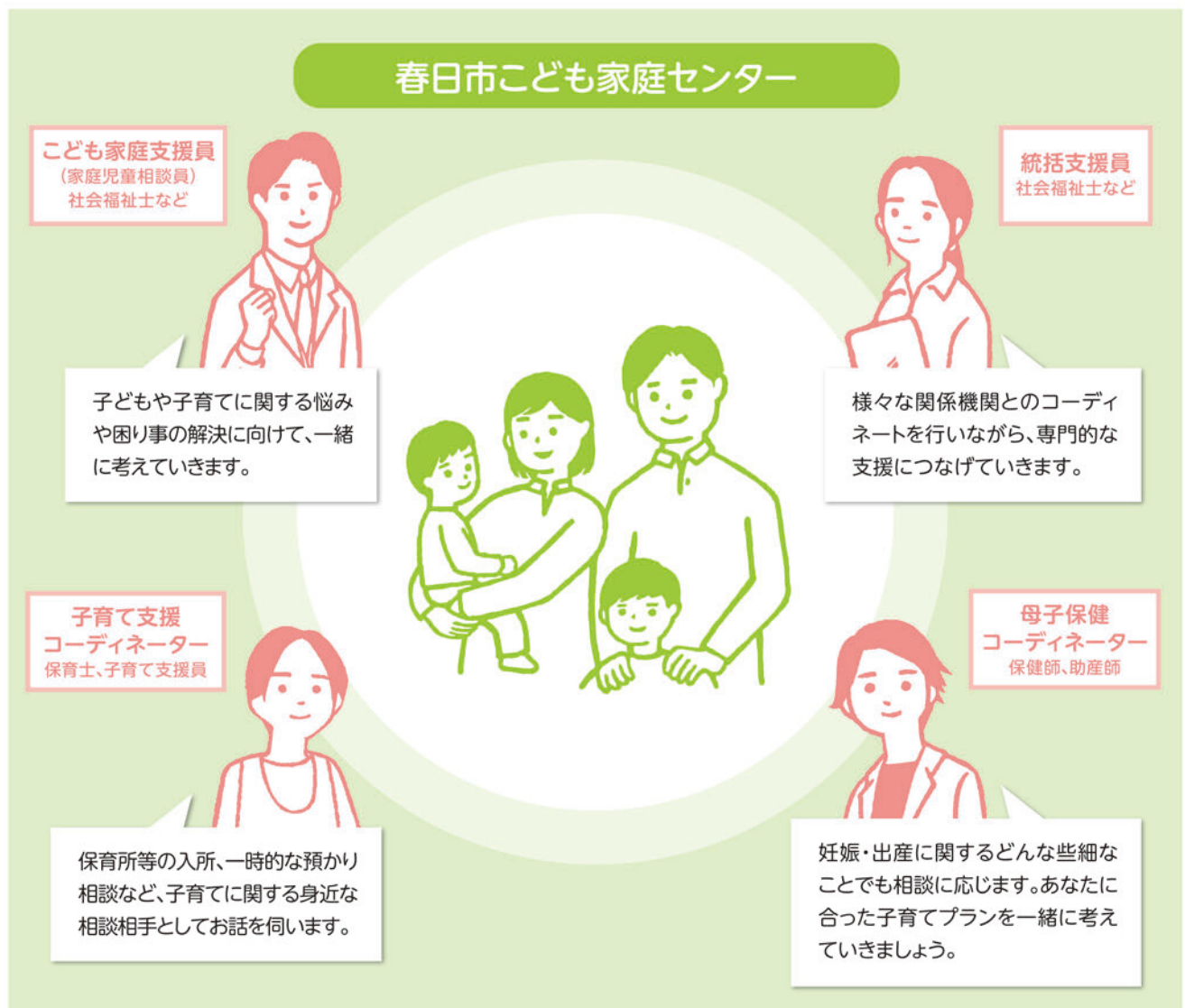
妊娠・出産・子育ての
切れ目ない支援を目指して

春日市こども家庭センター

☎092-584-1015 Fax 092-501-0051 ✉ ko_sodan@city.kasuga.fukuoka.jp

問い合わせ先 〒816-0851 春日市昇町1丁目120番地(いきいきプラザ内)

子ども・子育てに関する総合相談窓口としていきいきプラザ内に設置していた「春日市子ども・子育て相談センター」が、児童福祉法の改正により、令和6年4月1日から「春日市こども家庭センター」に変わりました。様々な専門の資格を持つ職員が、より一層連携・協働を深めながら、相談内容に応じて必要な支援につなげるなど、安心して妊娠・出産・子育てができる相談支援体制の強化を図ります。子どもや子育てについての悩みがあれば、当センターに相談してください。



☎ 保育所・幼稚園・保育サービスに関すること

保育所入所など保育に関する相談は、市役所(こども未来課)の子育て支援コーディネーターも相談に応じます。

問い合わせ先 〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5 春日市こども未来課

Tel:092-584-1111 Fax:092-584-1115 E-mail:kodomo@city.kasuga.fukuoka.jp

子どもに応じた 発達支援を目指して

春日市子ども発達支援室

☎092-588-5150 Fax 092-501-0051 ✉ko_sodan@city.kasuga.fukuoka.jp

問い合わせ先 〒816-0851 春日市昇町1丁目120番地(いきいきプラザ内)



(メール送信用)

令和3年度に就学前から就学後までの切れ目ない支援を目指して「春日市子ども発達支援室」を開設し、0歳から15歳までの子どもに対して相談を受け付けています。相談内容に応じて、保健・福祉・医療・教育分野の各機関と連携し、必要な支援につなげることができるよう一緒に考えていきます。成長過程に応じた、育てにくさや発達についての悩みがあれば、春日市子ども発達支援室までご相談ください。

子どもの年齢に 応じた発達課題



極端な偏食	注意集中が切れやすく、学習がうまくいかない
いろいろなものを嫌がる	忘れ物が多い
人との交流がうまくいかない	黒板の文字を写すのが苦手
会話がちぐはぐになる	育てにくさを感じる
発音がはっきりとしない	手洗いを繰り返す
よく怪我をする・物にぶつかる	融通が利かない
言葉が出ない・増えない	教室に入れない
あやしても笑わない	
歩き始めが遅い	

子どもの年齢

乳幼児期

小学校

中学校

切れ目ない支援を 目指します。



発達相談	発達相談
就学相談	就学相談
乳幼児健康診査 発達相談(3歳児健診)	就学時健診 相談
巡回相談(幼稚園・保育園・保育所)	レインボー相談
ペアレント・プログラム	教育相談(学校訪問)
親子支援教室	教育支援委員会
児童発達支援・放課後等デイサービス(認定調査)	

春日市子ども発達支援室

子育て支援課(母子保健担当)

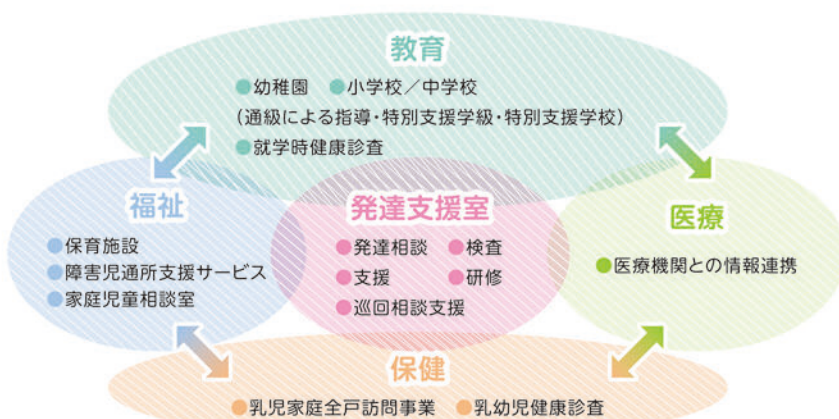
福祉支援課と連携

学校教育課と連携



<スタッフ紹介>

発達相談員(公認心理師、臨床心理士、
言語聴覚士、作業療法士)
保健師 保育士 特別支援教育相談員等



妊娠・出産・子育て期のポピュレーションプラン

妊娠期

初期(2～4か月)

- ☐ 妊娠届出の提出、母子健康手帳交付予約をする(2P)
- ☐ 妊娠届出時面談後、母子健康手帳を受け取る(2P)
- ☐ 妊婦支援給付金を申請する(3P)
- ☐ 出産する病院を決める
 - *里帰り先(福岡県・佐賀県・大分県以外)では妊婦健診の受診券が使用できません。
 - 払い戻しの手続きの確認をしましょう。(3P)
- ☐ お酒・たばこをやめる
 - *周囲の人にも近くでの喫煙はしないように協力してもらいましょう。
- ☐ 妊娠中の生活についての情報収集を行う

<働いている場合>

- ☐ 出産予定日を勤務先に伝え、妊娠中の働き方を相談する
- ☐ 体調が悪い場合は、医師や助産師に相談し「母性健康管理指導事項連絡カード」を勤務先に提出する
- ☐ 妊婦健康診査受診の時間が必要な場合は勤務先に申請する

中期(5～7か月)

- ☐ 妊娠7か月アンケートに回答する。
- ☐ 歯科健診(自費)を受診する
- ☐ マタニティクラスに参加する(3P)
- ☐ きょうだい児の預け先の検討をする(10～13P)
- ☐ 家事・育児の分担を家族で話し合う
- ☐ 育児休業を取る場合は保育園等の情報収集を始める

<働いている場合>

- ☐ 産休について勤務先に報告し、産休までのスケジュールを立てる
- ☐ 育休について家族で話し合う(産後パパ育休も含めて)
- ☐ 仕事の引き継ぎ準備をする

後期(8～10か月)

- ☐ 妊娠8か月面談を受ける(希望者のみ)
- ☐ 産前・産後サポート事業の利用を検討し、登録する(3P)
- ☐ 産後ケア事業の利用を検討する(5P)
- ☐ パパママ教室に参加する(3P)
- ☐ 入院セットを準備する
- ☐ 保険組合に出産一時金の直接払い制度について確認する
- ☐ 産院やタクシー会社など出産時の連絡先を登録する
- ☐ 育児グッズを揃える

<働いている場合>

- ☐ 勤務先に出産後の働き方の希望を伝える
- ☐ 産休を取得する

春日市子育てアプリ「春っこ」(母子手帳アプリ母子モ)に 新規機能追加で、さらに便利に!



母子手帳アプリ
母子モ



ダウンロードは
こちらから!

春日市の電子母子手帳アプリ「母子モ:春っこ」では、妊娠から出産、育児までをフルサポート。時期にあった必要な子育て情報をプッシュ通知でお知らせします。今回新たに、乳幼児健康診査及び小児予防接種が受診できるようになりました。ぜひ、アプリをダウンロードして日々の子育てに活用してください。

新機能

乳幼児健康診査

4か月児から3歳児までの各種乳幼児健診アンケートをアプリから回答できるようになりました。

小児予防接種

接種時に必要な予診票をアプリから回答できるようになりました。
※受診には、市が発行した個人識別用の二次元コードが必要です。
転入した場合等は子育て支援課にご連絡ください。

該当する項目に☑チェックを付けましょう。

出産期

出産後～

- ☐ 新生児聴覚検査を受ける(5P)
- ☐ 出産育児一時金を申請する(4P)
- ☐ 出生届を提出する(4P)
- ☐ 健康保険証の手続きをする(4P)
- ☐ 出産後に必要な公的支援の申請をする(4、5P)
＊児童手当、こども医療証など
- ☐ 産婦健康診査を受診する(2週間/1か月)(5P)
- ☐ 1か月児健康診査を受診する(個別医療機関)(5P)
- ☐ 産後ケア事業や産前・産後サポート事業の利用を検討する(1歳まで)(3、5P)

<働いている場合>

- ☐ 出産日を報告し、産休期間(産後8週)を確定させる
- ☐ 産前産後の社会保険料(健康保険・厚生年金)の免除を勤務先に申請する

～2カ月

- ☐ 乳児家庭全戸訪問(赤ちゃん訪問)で面談する(6P)
- ☐ 妊婦支援給付金を申請する(3P)
- ☐ かかりつけ小児科を決め、予防接種を始める(8、9P)
- ☐ 地域の児童センターを利用してみる(32P)

<働いている場合>

- ☐ 職場復帰の時期を検討し、育児休業を申請する
- ☐ 保育園利用申し込み準備を始める(10～12P)
- ☐ 育休中の社会保険料の免除を勤務先に申請する

子育て期

～4か月

- ☐ 4か月児健康診査を受診する(いきいきプラザ)(6P)
- ☐ 児童センターや子育てサロンなど交流の場を利用する(32、33P)

～8か月

- ☐ 離乳食教室に参加する(7P)
- ☐ すくすく育児相談に参加する(7P)
- ☐ ファミリー・サポート・センターなどの利用を検討する(18P)

<働いている場合>

- ☐ 職場復帰に向けて家族で話し合う

～10か月

- ☐ 10か月児健康診査を受診する(個別医療機関)(6P)

1歳

- ☐ 1歳6か月児健康診査を受診する(個別医療機関)(6P)

3歳

- ☐ 3歳児健康診査を受診する(いきいきプラザ)(6P)

5～6歳(年長児)

- ☐ 就学時健康診断を受診する(各小学校)(14P)

1 妊婦向けの機能も充実

出産前や、第2子以降の妊娠管理用の機能も充実。
妊婦健診の結果や体重グラフ表示、次回の健診もプッシュ通知でお知らせ

2 春日市の地域情報を通知

お手元のアプリに、春日市の地域情報や、イベント情報が届きます

3 予防接種のスケジュール管理&通知

予防接種の事前お知らせ、スケジュール管理、受け忘れ防止アラート機能で
面倒な予防接種の調整をサポート

4 成長の記録をグラフ化

乳幼児健診の数値も自動グラフ化されるため、わざわざ母子健康手帳を開かなくても、
必要時に確認できて便利

5 ファミリー共有機能

家族間で情報を共有することができるから、離れた家族ともみんなと一緒に成長を見守ることができる





春日市こども支援部Instagram
春日市こども家庭センター
春日市子ども発達支援室
妊娠・出産・子育て期のポピュレーションプラン

■ 妊娠を希望したら	2
■ 妊娠したら	2
■ 赤ちゃんが生まれたら	4
■ 乳幼児期になったら	6
■ 保育所(園)	10
■ 幼稚園	13
■ 小・中学生	14

■ 一時的な預かり・家事支援	18
■ ひとり親家庭	20
■ 障がいのある子ども	23
■ 子ども・子育てに関する相談窓口	27
■ 救急診療	31
■ 子どもが遊べる場所・施設	32
■ 春日市子育てマップ	

※曜日や時間は、作成時に最新のものに更新していますが、作成後に変更されることがあります。

※問い合わせ先の部署名は、作成後に変更になっていることがあります。



・春日市の避難場所などを、ヤフー天気・災害の「避難所マップ」に掲載しています。

<https://bit.ly/4gGo6uY>

・X(旧Twitter)で春日市の防災情報を発信しています。
アカウント名: 春日市安全安心課(kasuga_anzen)

https://x.com/kasuga_anzen

ここdeサーチ

ひとつのwebサイトで全国の教育・保育施設等の情報が閲覧できます。

休日に一時利用をしたい、引っ越しなどで転園をしたいなど、知りたい地域の保育所や幼稚園などの情報を検索することができます。

ここdeサーチの
ウェブサイト
にアクセス
できます。



ここdeサーチの
二次元コード

内閣府

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について

マイナンバー(個人番号)は、平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されています。妊娠・子育て期においては、母子健康手帳交付、各種保険や児童手当等の各種申請、予防接種、保育所入所手続きなどで、マイナンバー(個人番号)が必要です。必要時に提示できるよう、自分のマイナンバー(個人番号)は、きちんと管理しておきましょう。

詳細は<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>

妊娠を希望したら

風しん抗体検査が無料で受けられます

妊婦、特に妊娠初期の女性が風しんにかかる、生まれてくる赤ちゃんが「先天性風しん症候群」という病気にかかることがあります。風しんに対する十分な免疫があるかどうかは、抗体検査で確認することができます。福岡県では、風しんワクチン接種を促すために県内の契約医療機関において、風しん抗体検査を無料で実施しています。

【対象者】 ①妊娠希望者 ②妊娠希望者及び妊婦の配偶者(パートナー含む)、同居者

*②については妊娠希望者および妊婦の抗体価が低かった場合のみ対象

【実施医療機関】 検査を受ける場合は、事前に医療機関へ問い合わせ、県の無料の検査を受けたい旨を伝えてください。福岡県内の契約医療機関については、福岡県のウェブサイト「風しん抗体検査が無料で受けられます」の「無料で検査が受けられる県内契約医療機関一覧」を確認してください。

問い合わせ先 福岡県がん感染症疾病対策課 感染症対策係 Tel:092-643-3268

風しん予防接種費用を助成します

対象者で風しん抗体検査を受けて抗体価が低かった場合は、1人につき1回、予防接種費用の助成を受けることができます。

【対象者】 接種日時時点で春日市民のうち次のいずれかに該当し、かつ、抗体検査の結果、抗体価が低い人

①妊娠希望者 ②妊娠希望者及び妊婦(以下「妊婦など」)の配偶者(パートナーを含む) ③妊婦などの同居者

*ただし、②③については妊婦などが、抗体検査で抗体価が低い場合、または抗体検査の結果が不明か未実施の場合に限る

*抗体価が低いとは、HI法による検査で3.2倍未満またはEIA法による検査で8.0未満など接種1人1回あたり10,000円を上限として自己負担分を助成

【費用助成金額】 接種1人1回あたり10,000円を上限として自己負担分を助成

【申請方法】 下記の必要書類を持参の上、子育て支援課窓口(いきいきプラザ内)で予防接種日から1年以内に申請してください。

①申請書(窓口にも準備しています) ②風しん抗体検査結果で抗体価が低いことを証明する書類(結果表などでも可)

③接種者名、予防接種の種類、接種日、かかった費用が分かる領収書や接種済証など

④接種を受けた人名義の金融機関の口座が分かるもの

⑤妊婦などの配偶者または同居者の場合は、妊婦などの抗体検査結果抗体価が低いことを証明する書類(ただし、抗体検査不明・未実施の場合は不要)

【注意事項】 ●現在妊娠中の人への接種はできません。

●妊娠希望者が接種を受ける場合は、妊娠していないことを確認してください。また、接種後2か月は妊娠を避けてください。

●この予防接種は任意接種です。接種については副反応や健康被害救済制度を事前に確認し、接種医と相談の上、接種してください。

問い合わせ先 子育て支援課母子保健担当(いきいきプラザ内) Tel:092-584-1015

不妊・不育と性の相談センター

福岡県では、「妊娠」「不妊」「不育症」など女性のこころや身体の健康でお悩みの方の相談を受け付けています。詳しくは福岡県ウェブサイトで確認してください。

問い合わせ先 筑紫保健福祉環境事務所 Tel:070-1321-4090

妊娠したら

母子健康手帳交付

母子健康手帳は、妊娠中の経過や出産時の状況、その後の子どもの成長・発達や予防接種の記録などを記入する大切なものです。妊娠がわかり、医療機関で妊娠届出書が発行されたら早めに交付を受けましょう。

【日時】 平日(月曜日から金曜日) 【受付時間】 午前9時～午後3時 *予約制となりますので、希望日時を必ず春日市子育てアプリ「春っこ」から予約してください。

【場所】 いきいきプラザ

【内容】 ●母子健康手帳交付 ●保健師・助産師による保健相談 ●母子健康手帳や保健、医療制度などの説明

【手続きに必要なもの】

●医療機関が発行した母子モのチラシ

●本人確認できるもの(①運転免許証またはパスポート等 ②健康保険証とその他本人確認できるもの)

●マイナンバーカード(個人番号カード)またはその写し

*通知カード(個人番号カード)にはマイナンバー(個人番号)が記載されています。*妊婦本人以外が交付を申請する場合は、委任状が必要です。詳しくは市ウェブサイトで確認してください。

低所得の妊婦を対象とした初回の妊娠判定受診料助成制度があります。詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ先 子育て支援課母子保健担当(いきいきプラザ内) Tel:584-1015 Fax:501-0051

妊婦支援給付金

すべての妊婦に対し、妊婦のための支援給付を行います。

〔内容〕 妊婦であることの認定後「5万円」、出産後「妊娠していたこどもの人数×5万円」を支給します。

申請にあわせ、保健師が面談を実施します。

*詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ先 子育て支援課母子保健担当(いきいきプラザ内) Tel:584-1015 Fax:501-0051

妊婦健康診査

健康診査を定期的に受けましょう。

〔定期健康診査の回数〕

- 妊娠23週(第6月)まで……………4週に1回
- 妊娠24週～35週(第7月～9月)…2週に1回
- 妊娠36週以降(第10月)……………毎週1回

～妊婦健康診査補助券～

決められた検査項目の費用を公費で負担します。

*里帰りなどで春日市妊婦健康診査補助券が利用できない病院や助産院で妊婦健康診査を受けた場合は、事後、申請に基づき限度回数・上限額の範囲内で健診費用の助成を受けることができます。詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ先 子育て支援課母子保健担当(いきいきプラザ内)

Tel:584-1015 Fax:501-0051

ふくおか まごころ駐車場制度

妊産婦(妊娠7か月～生後3か月)の人など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な人が障がい者等用の駐車場に車を停めることができる制度です。事前に申請が必要です。



申請・問い合わせ先 筑紫保健福祉環境事務所
社会福祉課 Tel:513-5626

療養援護の給付

妊娠高血圧症候群や糖尿病、貧血、産科出血、心疾患は、妊産婦の死亡の原因になるとともに未熟児、心身障がい児の出生要因となることもありますので、早期に適切な療養を受ける必要があります。所得税額3万円以下の世帯の人が7日以上入院して療養した場合は、援護費が支給されます。

*詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ先 筑紫保健福祉環境事務所

Tel:513-5583 Fax:513-5598

マタニティクラス

妊娠・出産・育児について学んだり、相談したりすることができ、友達もできるマタニティクラスに参加してみませんか。日程は市報・市ウェブサイト・アプリで確認してください。

*何度でも参加可能・要予約(各回10組) *無料です。

問い合わせ先 子育て支援課母子保健担当(いきいきプラザ内)

Tel:584-1015 Fax:501-0051



パパママ教室

妊娠経過が順調なおおむね6か月目～8か月目の妊婦とそのパートナーが対象です。

〔内容〕 ● 育児体験 ● 「産後の心がまえ」など

日程は市報・市ウェブサイト・アプリで確認してください。

*予約が必要です。市報で案内します。

問い合わせ先 子育て支援課母子保健担当(いきいきプラザ内)

Tel:584-1015 Fax:501-0051

ふたごのつどい

多胎児を持つ保護者、妊娠している人の交流の場です。

〔対象者〕 1才未満 *予約が必要です。

日程は市ウェブサイトで確認してください。

問い合わせ先 子育て支援課母子保健担当(いきいきプラザ内)

Tel:584-1015 Fax:501-0051

働いている女性のための制度

妊娠・出産・育児をしながら、働く女性のための制度があります。

〔内容〕 ● 産前・産後休業 ● 育児休業 ● 勤務時間の短縮
● 時間外労働の制限 ● 深夜業の制限 など

参考:働く女性の心とからだの応援サイト(厚生労働省)

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

問い合わせ先 福岡労働局雇用環境・均等部指導課

Tel:411-4894

産前・産後サポート

ふたごや家族などからの支援を受けにくい妊産婦家庭を支援するために、家庭に訪問する産前・産後サポート事業があります。

〔対象者〕 妊娠中から生後1歳未満の乳児のいる家庭

〔サポート内容〕

出産の準備、授乳、排泄、沐浴等(家事支援は除く)

〔訪問上限時間〕

20時間以内で、個別に決定(ふたごは40時間以内)

〔訪問日時〕

平日の午前9時～午後5時まで(土日祝日を除く)

〔自己負担金〕

500円/時間(生活保護世帯・市民税非課税世帯は無料)

〔申請方法〕

春日市子育てアプリ「春っこ」より申請または来所

問い合わせ先 子育て支援課母子保健担当(いきいきプラザ内)

Tel:584-1015 Fax:501-0051

赤ちゃんが生まれたら

出生届

赤ちゃんが生まれたら出生届を出しましょう。

【期限】 生まれた日を含む14日以内

【届出先】 本籍地、住所地、所在地、出生地のいずれかの
市区町村役場

【手続きに必要なもの】

- 出生証明書(病院、診療所などで発行)
- 母子健康手帳

【届出人】 父または母



問い合わせ先 市民課受付戸籍担当(春日市役所1階)
Tel:584-1111 Fax:584-1141

出産育児一時金

健康保険の被保険者または被扶養者が出産すると支給されます。1児につき、産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合は50万円、それ以外の場合は48万8千円が支給されます。

なお、退職などにより健康保険の資格を喪失した後の出産において、従前に加入していた健康保険から支給を受けることができる場合があります。

(社会保険加入者は職場の人事担当課に問い合わせてください。)

問い合わせ先 国保医療課国保担当(春日市役所1階)
Tel:584-1111 Fax:584-1141

健康保険加入手続き

国民健康保険は市役所で、社会保険は職場で加入の手続きをしてください。

【期限】 出生から14日以内

(社会保険加入者は、職場の人事担当課に問い合わせてください。)

問い合わせ先 国保医療課国保担当(春日市役所1階)
Tel:584-1111 Fax:584-1141

こども医療

子どもが入院や通院したときの医療費を助成する制度です。

【対象者】 18歳に到達した最初の3月31日までの子ども

【所得確認】 3歳以上中学生までについては、所得を毎年度確認する必要がありますので、所得の確認ができない人には通知を郵送します。

【自己負担額】 通院・入院とも無料

【支給開始日】 出生の場合: 出生から30日以内に申請したときは、出生日から。
出生から30日を過ぎて申請したときは、申請月の初日から。
転入の場合: 転入日と同月内に申請したときは、転入日から。
転入日の翌月以降に申請したときは、申請月の初日から。

【手続きに必要なもの】 ● 子どもの健康保険の資格が確認できるもの(資格確認書、保険証、マイナンバーカードなど)
● 来庁者(父または母)のマイナンバーカードまたは本人確認書類(運転免許証など)

問い合わせ先 国保医療課医療担当(春日市役所1階) Tel:584-1111 Fax:584-1141

産前産後期間の国民年金保険料免除

【対象者】 「国民年金第1号被保険者(自営業、農漁業、学生、無職の人など)」で出産日が
平成31年2月1日以降の人

【免除期間】

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間
(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)

※免除の対象となるのは、平成31年4月分以降です。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産で死産・流産・早産した場合を含む。

【届出時期】 出産予定日の6か月前から提出可能

【手続きに必要なもの】

基礎年金番号の分かるものまたはマイナンバーカード、母子健康手帳、本人確認書類、委任状(代理人が手続きをする場合)
※郵送での手続きも可能です。基礎年金番号が分かるものを準備の上、南福岡年金事務所まで連絡してください。

問い合わせ先 市民課年金担当(春日市役所1階)
Tel:584-1111 Fax:584-1141
南福岡年金事務所国民年金課(福岡市南区塩原3丁目1番27号)
Tel:552-6128 Fax:541-7649

産前産後期間の国民健康保険税軽減

【対象者】 国民健康保険の被保険者で出産日が令和5年11月1日以降の人。

【国保税の免除期間】

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国保税の所得割及び均等割が免除されます。(多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産で死産・流産・早産した場合も含む。

【届出時期】 出産予定日の6か月前から提出可能。ただし、春日市から出産育児一時金の支給を受けている人は、届出不要です。

【手続きに必要なもの】

- 母子健康手帳など
- 本人確認書類(マイナンバーカード/運転免許証など)
- 世帯主からの委任状(届出者が世帯主以外の場合)

問い合わせ先 国保医療課国保担当(春日市役所1階)
Tel:584-1111 Fax:584-1141

妊娠を希望したら

妊娠したら

赤ちゃんが生まれたら

乳幼児期になつたら

保育所(園)

幼稚園

小・中学生

一時的な預かり・家事支援

ひとり親家庭

障がいのある子ども

子ども子育てに関する相談窓口

救急診療

子どもが遊べる場所・施設

春日市子育てマップ

🐱 未熟児の養育医療給付

未熟児(出生時体重が2,000g以下または生活力が特に薄弱)で、医師が入院養育を必要と認める乳児に対し、必要な医療の給付を行います(先天性疾患に起因するものを除きます)。また、指定養育医療機関での入院であれば、入院中の医療費等を支給します。必要な書類など、詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ先 国保医療課医療担当(春日市役所1階) Tel:584-1111 Fax:584-1141

🐱 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、児童を養育している人に支給する手当です。

【対象者】日本国内に居住し、18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している人

【支給月額】

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	15,000円(第3子以降は30,000円)
3歳以上	10,000円(第3子以降は30,000円)

※第3子以降とは、養育している子どものうち、年齢が22歳到達後、最初の3月31日までにあるものの年長のものから数えて、「何番目」という意味です。

※所得制限はありません。

【申請手続き】

●出生や転入時は申請が必要です。申請した日の属する月の翌月分からの手当を支給します。

※ただし、出生の場合は、出生の翌日から数えて15日以内、転入の場合は、転出する市区町村からの転出予定日の翌日から15日以内に申請したときは、その事由の属する月の翌月分からの支給対象です。

●単身赴任などで、生計の中心者と子どもが別居している場合は、生計の中心者が居住する市町村で手続きをすることになります。

●公務員は、勤務先で手続きしてください。(公務員で年金保険が共済組合加入対象外の場合等は、申請先が春日市になります。職場で正しい申請先を確認してください。)

【手続きに必要なもの】

●請求者の健康保険証等(①公務員や独立行政法人などに勤務している人で児童手当を勤務先からではなく、春日市から受給する人で「国家公務員共済」や「地方公務員等共済」に加入している人、または「日本郵政共済組合」に加入している人、②申請日時点で、3歳未満の児童を監護(養育)しており、かつ、請求者が保険に該当する人が必要です。)

●請求者名義の銀行口座が確認できるもの ●マイナンバーカード

●その他、必要に応じて提出する書類があります。*書類がそろわなくても、受け付けることができます。

【支給の時期】偶数月にそれぞれの前月分までの2か月分を支給します。

問い合わせ先 こども未来課こども政策・給付担当(春日市役所2階) Tel:584-1111 Fax:584-1115

🐱 産後ケア

産後のお母さんと赤ちゃんを支援するため産後ケア事業を行っています。

【対象者】1歳未満の乳児と産婦

【サポートの内容】

●利用日数:宿泊型、日帰り型、訪問型合わせて7日間まで

●利用料金:宿泊型:3,000円、日帰り型:2,000円、訪問型:1,000円※非課税世帯等は別料金となります。

●利用方法:春日市産後ケア実施施設から、利用施設を選び、直接利用予約を行う。利用後、市から利用料金を請求します。

【内容】授乳や沐浴などのアドバイス、育児相談、母親の体調管理など

※詳しくは、市ウェブサイトで確認してください。

問い合わせ先 子育て支援課母子保健担当(いきいきプラザ内) Tel:584-1015

🐱 産婦健康診査

産後間もない時期の産婦を対象とした2週間健診と1か月健診を公費負担します。

【対象者】産後8週未満の人 **【内容】**指定医療機関に受診券をもって受診する **【料金】**無料

※指定外の医療機関の場合は事後申請に基づき助成します(上限あり)。 ※指定医療機関は市ウェブサイトで確認してください。

問い合わせ先 子育て支援課母子保健担当(いきいきプラザ内) Tel:584-1015

🐱 新生児聴覚検査

新生児聴覚検査を公費負担します。

【対象者】新生児 **【内容】**指定医療機関に受診券をもって受診する **【料金】**無料

※指定外の医療機関の場合は事後申請に基づき助成します(上限あり)。 ※指定医療機関は市ウェブサイトで確認してください。

問い合わせ先 子育て支援課母子保健担当(いきいきプラザ内) Tel:584-1015

🐱 1か月児健康診査

1か月健診を公費負担します。

【対象者】出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児 **【内容】**指定医療機関に受診券をもって受診する **【料金】**無料

※指定外の医療機関の場合は事後申請に基づき助成します(上限あり)。 ※指定医療機関は市ウェブサイトで確認してください。

問い合わせ先 子育て支援課母子保健担当(いきいきプラザ内) Tel:584-1015

乳幼児期になったら

乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)

4か月児健診前の赤ちゃんがいる全ての家庭を助産師・保健師が家庭訪問し、母子の健康や育児についての相談や赤ちゃんの体重測定、子育てサービスの案内などを行います。

〔訪問時期〕

生後1か月半～3か月頃

子育てアプリ「春っこ」より、対象の月齢(生後1か月頃)になるとプッシュ通知を行います。訪問日の予約とアンケート回答を行ってください。早めの訪問、または、里帰り先での訪問を希望する場合は事前に連絡してください。

問い合わせ先 子育て支援課母子保健担当(いきいきプラザ内)

Tel:584-1015 Fax:501-0051



乳幼児健診

乳幼児期の発育状況を確認するために健康診査を行います。詳しい受診日などは市ウェブサイトで確認してください。

4か月児健診

〔内 容〕 身体計測、診察、相談

〔場 所〕 いきいきプラザ

〔案内方法〕 赤ちゃん訪問にて説明、子育てアプリ「春っこ」のプッシュ通知

実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象の生まれ	R6.12月	R7.1月	R7.2月	R7.3月	R7.4月	R7.5月	R7.6月	R7.7月	R7.8月	R7.9月	R7.10月	R7.11月

10か月児健診

〔案内時期〕 満9か月になる月の月末(健診対象月の前月)

〔内 容〕 身体計測、診察、相談

〔場 所〕 医療機関(受診できる医療機関は文書でお知らせします。)

〔必要なもの〕 案内文書に記載しています。

実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象の生まれ	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	R7.1月	R7.2月	R7.3月	R7.4月	R7.5月

1歳6か月児健診

〔案内時期〕 満1歳6か月になる月の月末(健診対象月の前月)

〔内 容〕 小児科健診(身体計測、診察、相談)、歯科健診

〔場 所〕 小児科医院・歯科医院(受診できる小児科・歯科医院は文書でお知らせします。)

〔必要なもの〕 案内文書に記載しています。

実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象の生まれ	R5.9月	R5.10月	R5.11月	R5.12月	R6.1月	R6.2月	R6.3月	R6.4月	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月

3歳児健診

〔内 容〕 小児科健診(身体計測、診察、相談)、歯科健診

〔場 所〕 いきいきプラザ

〔案内方法〕 案内文書の送付(満3歳になる月)、子育てアプリ「春っこ」のプッシュ通知

実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象の生まれ	R4.3月	R4.4月	R4.5月	R4.6月	R4.7月	R4.8月	R4.9月	R4.10月	R4.11月	R4.12月	R5.1月	R5.2月

問い合わせ先 子育て支援課母子保健担当(いきいきプラザ内)

Tel:584-1015 Fax:501-0051

子育て教室

●春日市子育て支援情報たんぽぽ

春日市内の施設(保育園・幼稚園・児童センター・図書館)で行われているお誘い行事・季節の話・絵本・あそび・イベントを紹介する情報紙です。

【発行日】 毎月1日

【設置場所】 いきいきプラザ・ふれあい文化センター・図書館・各児童センター・各保育所(園)・こども未来課

●「はじめまして」あかちゃん

お出かけデビューや友達づくりを応援しています。月齢に近い親子同士でさまざまな交流を楽しみませんか。

【対象者】 生後2か月～6か月の子どもと保護者

【内容】 親子あそび(タッチケアなど)、保護者同士の交流会、保育士による相談(希望者のみ)

【場所】 須玖児童センター(すくすくプラザ内)

【予約】 要予約。詳しくは児童センターウェブサイトで確認してください。



(児童センターウェブサイト)
https://kasugashijidocenter.jp

問い合わせ先 須玖児童センター Tel:573-2431 Fax:584-7739

●離乳食教室

大人と同じ食材で作り方を学ぶ教室です。離乳食が順調に進まないなど悩んでいる人は参加しませんか。

【対象者】 生後6か月以上の乳児の保護者

【場所】 いきいきプラザ

【予約】 要予約。子育てアプリ「春っこ」から予約してください。

食育Instagramでは、離乳食のレシピや市主催の食育イベント情報などを発信しています。

食育Instagram(kasuga_syokuiku)



問い合わせ先 健康課健康づくり担当(いきいきプラザ内) Tel:501-1134 Fax:501-1135

すくすく育児相談

いきいきプラザで保健師・管理栄養士による育児相談を行っています。

離乳食、育児、予防接種などの相談に応じます。

【場所】 いきいきプラザ

【予約】 要予約。子育てアプリ「春っこ」もしくは電話で、予約してください。

問い合わせ先 子育て支援課母子保健担当(いきいきプラザ内) Tel:584-1015 Fax:501-0051



定期予防接種

予防接種は、医療機関で接種してください(対象年齢の接種は無料です)。

医療機関は、「福岡県医師会：福岡県定期予防接種広域化について(県民向け)

(https://www.fukuoka.med.or.jp/kenmin/health/yobou_seshu/vaccination_widearea/fukuoka_kenmin.html)」または「ふくおか医療情報ネット-予防接種

(<http://www.fmc.fukuoka.med.or.jp/qc/qc40gnvacnlt.asp>)」を確認するか、問い合わせてください。

予防接種名	予防する病気	接種回数(接種間隔)	対象年齢(望ましい時期)
B型肝炎	B型肝炎	3回(27日以上の間隔で2回、 1回目から139日以上間隔をあけて1回)	1歳になるまでの間(生後2か月～8か月の時期)
小児用肺炎球菌 ^{※1}	肺炎球菌による 中耳炎、細菌性 髄膜炎、肺炎など	初回 3回 (27日以上の間隔をあけて3回)	生後2か月の月誕生日の前日～1歳の誕生日の前日 ^{※2} (生後2か月～7か月になるまで)
		追加 1回 (初回接種終了後60日以上の間隔をあけて1回)	1歳の誕生日の前日～5歳の誕生日の前日 (生後12か月～15か月になるまで)
ロタ	ロタウイルス 胃腸炎	ロタリックス (1価) 2回 [1回目接種後 27日以上あけて2回目]	生後6週以上24週未満 (1回目は生後14週6日までの接種を推奨)
		ロタテック (5価) 3回 [それぞれ 27日以上あける]	生後6週以上32週未満 (1回目は生後14週6日までの接種を推奨)
五種混合 ^{※3}	●ジフテリア ●百日せき ●破傷風 ●ポリオ ●ヒブ	初回 3回 (20日以上の間隔をあけて3回)	生後2か月の月誕生日の前日～7歳6か月の月誕生日の前日 (生後2か月～12か月になるまで)
		追加 1回 (初回終了後6か月以上の間隔をあけて1回)	生後2か月の月誕生日の前日～7歳6か月の月誕生日の前日 (初回接種終了後12か月～18か月になるまで)
ポリオ単独	●ポリオ	//	//
BCG	●結核	1回	1歳になるまでの間(生後5か月～8か月の時期)
麻しん・風しん (MR) ^{※4}	●麻しん(はしか) ●風しん	1期 1回	1歳
		2期 1回	年長児童
水痘	●水ぼうそう	2回(3か月以上の間隔をあけて2回)	1歳の誕生日の前日～3歳の誕生日の前日 (生後12か月～15か月になるまで)
日本脳炎	●日本脳炎	1期初回 2回(6日以上の間隔をあけて2回)	生後6か月～7歳6か月になるまで(3歳)
		1期追加 1回(1期初回終了後6か月以上の間隔をあけて1回)	生後6か月～7歳6か月になるまで(4歳)
		2期 1回	9歳～13歳未満(9歳)
二種混合	●ジフテリア ●破傷風	1回	11歳以上13歳未満(11歳)
子宮頸(けい)がん	●ヒトパピローマ ウイルス感染症 ●子宮頸(けい)がん	サーバリックス:3回 (2回目 1回目から1か月後) (3回目 1回目から6か月後)	小学6年生～高校1年生(中学1年生)
		ガーダシル:3回 (2回目 1回目から2か月後) (3回目 1回目から6か月後)	
		シルガード9: ※接種開始の年齢によって接種回数異なります 初回接種が14歳までの場合(2回)(2回目:1回 目から6か月後) 初回接種が15歳以上の場合(3回)	

※1:接種を生後2か月から7か月未満に開始した場合の表です。この期間に接種を開始しない場合は、回数などが異なります。

※2:条件付きで2歳未満となります。

※3:令和6年4月以前に接種を開始された方は、五種混合ではなく四種混合及びヒブワクチンを接種しています。

※4:麻しん・風しん単抗原ワクチンの接種もできます。

*表の内容は令和6年10月現在の情報です。今後の予防接種情報をご確認ください。

問い合わせ先 子育て支援課母子保健担当(いきいきプラザ内) Tel:584-1015 Fax:501-0051

乳幼児予防接種予診票

転入した人や予防接種予診票を紛失した人に対しては、次のとおり交付していますので提出書類を添えて子育て支援課窓口で手続きしてください。

【申請できる人】 春日市に住民登録のある乳幼児(就学前)の子どもの保護者

【提出書類】 郵送の場合:春日市予防接種予診票交付申請書

(市ウェブサイトよりダウンロードできます)、
母子健康手帳の予防接種記録欄の写し(全ての項目)

窓口の場合:母子健康手帳

【発行するもの】 市内受診の場合:受診に必要な二次元コード

市外受診の場合:紙の予診票



予防接種実施病医院一覧

予防接種はそれぞれ次の医療機関で実施しています。内容は令和6年12月現在のため、変更になる場合があります。

医療機関名	所在地	電話番号	B型肝炎	小児用肺炎球菌	ロタ	五種混合	BCG	MR	水痘	日本脳炎	二種混合
おの子どもクリニック	一の谷1-149	501-2323	○	○	○	○	○	○	○	○	○
かくた小児科医院	上白水7-15	574-6168	○	○	○	○	○	○	○	○	○
きたやま小児科	小倉2-97-1	588-5030	○	○	※1○	○	○	○	○	○	○
くぼた小児科医院	惣利2-70-1	595-0822	○	○	○	○	○	○	○	○	○
さいつこどもクリニック	星見ヶ丘2-45	589-1260	○	○	○	○	○	○	○	○	○
榊原医院	下白水北4-85	572-3111	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡徳洲会病院	須玖北4-5	573-6622	○	○	※1○	○		○	○	○	○
横山小児科医院	春日原東町3-36	581-1203	○	○	○	○	○	○	○	○	○
池田脳神経外科	小倉1-1	589-0150						○		○	○
大西内科クリニック	大土居3-192	595-2001						○	○	○	○
おかもと内科医院	春日9-2	595-6608						○	○	○	○
かわらだクリニック	惣利1-82-1	583-9678									○
しんかいクリニック	昇町5-5-1	584-0011	○	○		○		○	○	○	○
陣の内脳神経外科	春日原北町3-63-1	582-3232									○
たけの内科クリニック	春日原北町3-63-1	593-0500						○	○	○	○
樋口病院	紅葉ヶ丘東1-86	572-0343								○	○
ひろ内科	春日原北町4-11	986-5423						○	○	○	○
みぎた消化器内科	惣利2-54	589-7500						※2○		○	○
みなみクリニック	桜ヶ丘4-18	588-1077						○	○	○	○
安永クリニック	上白水3-51	573-6003						○		○	○
渡辺病院	岡本1-105	571-1777						○		○	○

※1 ロタリックスのみ

※2 II期のみ

保育所(園)

詳細はかすが保育ガイド(市ウェブサイトページ番号1001522)をご覧ください。

春日市内の認可保育所一覧

【開所時間】 月～金曜日…午前7時～午後6時 土曜日…午前7時～午後6時(午後1時30分以降の利用は要届出)

【短時間認定利用時間】 午前9時～午後5時 *詳細は『かすが保育ガイド』をご覧ください。

施設名	所在地	電話	Fax	延長保育	一時預かり
昇町保育所	昇町3-159	571-1915	571-1935	午後7時まで	○
春日原保育所	春日原北町1-3-2	571-0153	571-0154	午後8時まで	○
岡本保育所	岡本1-89	591-3617	591-3629	午後7時まで	—
須玖保育所	須玖南2-120	501-3090	501-3093	午後7時まで	○
青葉やまと保育園	大和町1-4-1	571-3267	571-3339	午後7時まで	○
春日白水保育園	下白水南3-66	582-2657	586-0660	午後7時まで	○
若竹保育園	桜ヶ丘4-6	591-6023	582-7966	午後8時まで	○
春日中央保育園	昇町6-114	581-8640	584-0304	午後8時まで	—
あいあい保育園	白水ヶ丘1-12-3	915-7555	915-7557	午後7時まで	○
まみい保育園	大土居1-97-2	588-7300	581-1688	午後7時まで	○
春日やよい保育園	弥生2-43	502-8500	558-0075	午後7時まで	○
春日どろんこ保育園	小倉東2-58	710-0275	710-0276	午後8時まで	○

園庭開放

就学前の児童と保護者を対象に、安心して遊べる場として、保育所の園庭を開放しています。園庭では、同年齢の子どもの様子を見たり、子ども自身が楽しく遊んだりすることができます。また、子育てについての相談に保育士が応じます。

※状況により変更になる可能性があります。

園庭開放保育所
(所在地などについては
上段に掲載)

- 昇町保育所 ● 岡本保育所 ● 須玖保育所 ● 青葉やまと保育園 ● 春日白水保育園
- 若竹保育園 ● あいあい保育園 ● 春日やよい保育園 ● 春日どろんこ保育園

認可保育所とは?

認可保育所は、保護者の仕事や病気、出産、介護などの理由で、家庭で子どもの保育が困難な場合に、保護者からの申し込みにより子どもを保育する児童福祉施設です。

教育・保育給付認定

- 保育所、幼稚園等の利用は、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります(新制度に移行していない幼稚園を除く)。

2号・3号 保育所利用申込と同時に市で手続き

※就労等を理由とする2号・3号認定は、就労時間(保育の必要量)に応じ、さらに次の区分の認定を行います。

保育短時間…就労時間等 原則として月64時間以上120時間未満 保育標準時間…就労時間等 原則として月120時間以上

1号 幼稚園入園内定後に園で手続き

問い合わせ先 こども未来課保育担当(春日市役所2階) Tel:584-1111 Fax:584-1115

認可保育所入所

● 申し込みができる人

- ① 入所希望月初日に生後51日(岡本保育所のみ生後3か月)を経過している乳幼児。ただし、春日市在住者または転入予定者を優先します。

- ② 保護者が次のいずれかの事由に該当すること

- (1) 就労している(月64時間以上) (2) 妊娠中または出産後間がない(出産日前後8週間)
- (3) 疾病、障がい等がある (4) 同居の親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時介護または看護している
- (5) 災害等の復旧に当たっている (6) 求職活動をしている
- (7) 就学している(通信教育は含まない) (8) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要と認められる
- (9) その他、前各号に類する状態であると市長が認める場合

妊娠を希望
したなら
妊娠したら
赤ちゃんが
生まれたら
乳幼児期に
なったら
保育所(園)
幼稚園
小・中学生
一時的な預かり
・家事支援
ひとり親家庭
障がいのある
子ども
子ども子育てに
関する相談窓口
救急診療
子どもが遊べる
場所・施設
春日市子育て
マップ

● 保育料(利用者負担額)

世帯の市民税額により決定します。世帯の収入額によっては、保護者以外の家計の主宰者の収入を合算する場合があります。

子どもの年齢、利用区分によって決まります。

【副食費】副食とはおかず等のことで、3歳以上の児童は、園が提供する副食費用の一部を負担していただきます(免除対象の階層あり)。

<参考>令和6年度春日市利用者負担額(保育料) 表1

上段:第1子 下段:第2子

階層区分		利用者負担額(月額)円		
令和6年4月～8月分⇒令和5年度市民税 令和6年9月～令和7年3月分⇒令和6年度市民税で算定します。		3歳未満児		3歳以上児 (年少、年中、年長)
		保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯等 ※1	0		0 （【副食費】も免除）
第2階層	市町村民税非課税世帯			
第3階層	均等割のみ課税及び市民税所得割課税額が24,300円未満の世帯	14,200	14,000	
第4階層	市民税所得割課税額が24,300円以上48,600円未満の世帯	7,100	7,000	
第5A階層	市民税所得割課税額が48,600円以上57,700円未満の世帯	17,500	17,300	0 （【副食費】は徴収）
		8,750	8,650	
第5B階層	市民税所得割課税額が57,700円以上60,700円未満の世帯	21,000	20,700	
		10,500	10,350	
第6階層	市民税所得割課税額が60,700円以上72,800円未満の世帯	21,000	20,700	
		10,500	10,350	
第7A階層	市民税所得割課税額が72,800円以上77,101円未満の世帯	22,500	22,200	
		11,250	11,100	
第7B階層	市民税所得割課税額が77,101円以上84,900円未満の世帯	25,500	25,100	
		12,750	12,550	
第8階層	市民税所得割課税額が84,900円以上97,000円未満の世帯	25,500	25,100	
		12,750	12,550	
第9階層	市民税所得割課税額が97,000円以上121,000円未満の世帯	27,000	26,600	
		13,500	13,300	
第10階層	市民税所得割課税額が121,000円以上145,000円未満の世帯	31,100	30,700	
		15,550	15,350	
第11階層	市民税所得割課税額が145,000円以上169,000円未満の世帯	35,600	35,100	
		17,800	17,550	
第12階層	市民税所得割課税額が169,000円以上235,000円未満の世帯	40,000	39,500	
		20,000	19,750	
第13階層	市民税所得割課税額が235,000円以上301,000円未満の世帯	48,800	48,000	
		24,400	24,000	
第14階層	市民税所得割課税額が301,000円以上397,000円未満の世帯	53,000	52,250	
		26,500	26,120	
第15階層	市民税所得割課税額が397,000円以上の世帯	61,000	60,100	
		30,500	30,050	
		79,850	78,650	
		39,920	39,320	

ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯等 ※2

上段:第1子 下段:第2子

階層区分		利用者負担額(月額) 円		
令和6年4月～8月分⇒令和5年度市民税 令和6年9月～令和7年3月分⇒令和6年度市民税で算定します。		3歳未満児		3歳以上児 (年少、年中、年長)
		保育標準時間	保育短時間	
第2-1階層	市町村民税非課税世帯	0		0 (【副食費】も免除)
第3-1階層	均等割のみ課税及び市民税所得割課税額が24,300円未満の世帯			
第4-1階層	市民税所得割課税額が24,300円以上48,600円未満の世帯	6,400	6,400	
		0	0	
第5A-1階層	市民税所得割課税額が48,600円以上57,700円未満の世帯	8,000	8,000	
		0	0	
第5B-1階層	市民税所得割課税額が57,700円以上60,700円未満の世帯	8,000	8,000	
		0	0	
第6-1階層	市民税所得割課税額が60,700円以上72,800円未満の世帯	8,000	8,000	
		0	0	
第7A-1階層	市民税所得割課税額が72,800円以上77,101円未満の世帯	8,000	8,000	
		0	0	

★ひとり親世帯等であっても、市民税所得割課税額が77,101円以上の世帯は表1の保育料が適用されます。

※1 「生活保護法による被保護世帯等」には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び教育・保育給付認定保護者が児童福祉法第6条の4に規定する里親である世帯を含みます。

※2 「ひとり親世帯」とは母子・父子世帯のこと、「在宅障がい児(者)のいる世帯」とは各種障がい者手帳の所持者、特別児童扶養手当の受給者が同居している世帯のことです。

注1 階層区分認定の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・寄附金控除等の適用はありません。

注2 「3歳未満児」「3歳以上児」の区分について、令和6年4月1日現在の年齢が1年間適用されます。

保育料の多子軽減について (算定対象のうち第何子かで保育料が変わります。)

階層	算定対象	3歳未満児の保育料			3歳以上児の副食費	
		第1子	第2子	第3子以降	第1・2子	第3子以降
第1階層	—	無料			免除	
第2、2-1階層	生計を一にする全ての子ども					
第3-1～7A-1階層		全額	無料			
第3～5A		全額	半額	無料		
第5B～15階層	小学校就学前で保育施設等(※)を利用している子ども	全額	半額	無料	徴収	免除

※「保育施設等」とは、認可保育所・幼稚園・認定こども園・企業主導型保育施設・地域型保育事業・特別支援学校幼稚園・児童心理施設通所部・児童発達支援を指します。

保育所入所・制度についての問い合わせ先 ことも未来課保育担当(春日市役所2階) Tel:584-1111 Fax:584-1115

妊娠を希望したら
妊娠したら
赤ちゃんが生まれたら
乳幼児期になったら
保育所(園)
幼稚園
小・中学生
一時的な預かり・家事支援
ひとり親家庭
障がいのある子ども
子ども子育てに関する相談窓口
救急診療
子どもが遊べる場所・施設
春日市子育てマップ

🐱 延長保育(市内の認可保育所に入所中の子どもが利用できます)

保護者の勤務などの都合により通常保育時間の終了までに迎えに行くことができない場合に限り、1時間または2時間(午後8時まで開所の保育所のみ)の延長保育をしています。希望者は各保育所に直接申し込んでください。

【利用料】 1時間当たり月ごめ 3,700円(保育標準時間の人)

*保育短時間認定の人は異なる金額になることがあります。詳しくは問い合わせてください。

保育所入所・制度についての問い合わせ先 こども未来課保育担当(春日市役所2階) Tel:584-1111 Fax:584-1115

🐱 春日市内の届出保育施設一覧(企業主導型を除く)

保育を行うことを目的とした施設であって、都道府県知事が認可している認可保育所以外の施設です。

知事への届出が義務付けられており、都道府県は立入調査などにより適正な保育が行われているか、調査と指導をしています。

福岡県のウェブサイトでも確認できます。URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ninkagai.html>

春日市以外の届出保育施設も利用することができます。

施設名	所在地	電話	Fax	一時預かり
とまと保育園	一の谷4-48	584-6322	584-6322	○
キッズクラブひまわり保育園	春日原北町4-20-2	584-6114	-	○
イーザーピーズー イングリッシュ保育園	天神山1-180	575-6839	575-6839	○
一般社団法人鈴音会 春日つばみ保育園	塚原台3-121	596-5771	596-5771	○
樋口病院院内保育所ばーん	紅葉ヶ丘東3-1 2F	572-0406	572-0406	○
風の谷保育園	天神山4-10	404-0144	404-0144	○
オハナ保育園 一の谷園	一の谷1-74	558-9841	-	○
クロム保育園	春日9-36-1	596-9662	-	○
博多みなみ保育園	白水ヶ丘5-139	982-4480	-	-

*令和6年8月1日現在

*年度途中でも変更があるため、開所時間等、詳しくは各施設に問い合わせてください。

🐱 春日市内の企業主導型保育施設一覧

企業主導型保育施設は、企業が単独で、または複数の企業が共同で、もしくは連携をしてつくる保育施設で、国からの補助を受けて運営し、福岡県に届出保育施設として届出を行っている施設です。企業枠と地域枠があり、地域枠については、一定の要件を満たせば、設置企業等の従業員でない人も入所が可能です。

届出保育施設名	所在地	電話	一時預かり
風の谷保育園 白水ヶ丘	白水ヶ丘2-263	080-4204-0144	○
風の谷保育園 乳児部	天神山2-142	404-0144	○
オハナ保育園	下白水南3-101	985-4207	○
一般社団法人 鈴音会 春日あおぞら保育園	塚原台1-17	595-5656	-
春日駅前なないろ保育園	千歳町3-61-1	589-3993	○
こもれび保育園	惣利1-83-1	595-6522	○
上白水保育園	上白水4-62	558-3599	○
春日保育所	星見ヶ丘2-55-19-2	595-6689	○
風の谷はらっぱ保育園	春日原北町2-20-9ノース春日原2F	586-6009	○
梨の実保育園	惣利2-17	596-3701	-
Locomm 保育園惣利園	惣利3-128	586-8271	-
ちびっくランド春日大通り園	春日7-93	558-2777	○
ひので保育園	日の出町4-9	558-3220	○
こころ保育園	須玖南5-12-1F	558-8833	○
にじの森保育園	昇町4-79	592-9300	-

*令和6年4月1日現在

*年度途中でも変更があるため、開所時間等、詳しくは各施設に問い合わせてください。

幼稚園

春日市内の幼稚園一覧

春日市には公立の幼稚園はありません。入園募集等については、各園に直接問い合わせてください。

福岡県私立幼稚園振興協会 URL: https://www.fysk.or.jp/search/fukuoka_tiku/kasuga_chikushigun.html

【入園願書】 毎年10月1日以降、各園で配布

【願書受付】 毎年11月1日以降(各園により異なる)

【入園説明会】 10月頃、各園で実施

施設名	所在地	電話	Fax
泉ヶ丘幼稚園	泉2-2	574-4154	574-4157
春日幼稚園	春日3-42	501-3425	501-3433
春日小鳩幼稚園	岡本1-86	581-5905	581-5771
須玖幼稚園	須玖北8-56	582-9830	582-9831
恵星幼稚園	春日原北町4-23	501-7635	501-7645
宝幼稚園	宝町4-14-1	591-2414	591-2415
森の木幼稚園	昇町2-85	592-3977	573-2562
くすの木幼稚園	若葉台西6-103	571-0254	582-9568

問い合わせ先 こども未来課保育担当(春日市役所2階) Tel:584-1111 Fax:584-1115

幼児教育・保育の無償化制度

無償化の対象範囲や金額は、利用施設の種類、年齢、保育の必要性の有無等によって異なります。

また、児童発達支援等の利用者負担も無償化されます。ただし、食材料費、通園送迎費、行事や学用品に要する費用等は、これまでどおり保護者負担となります。

対象事業一覧表 *1

区分	条件 *2	3歳児(3歳になった後の4月1日以降)から5歳児	住民税非課税世帯の0歳児から2歳児
認可保育所 認定こども園 企業主導型保育施設	保育を必要としている	無償	
認可外保育施設、一時預かり、 病児保育事業等		月額37,000円を限度に 利用料を補助	月額42,000円を限度に 利用料を補助
幼稚園、認定こども園の 預かり保育(保育の必要性の 認定がある場合)		月額11,300円を限度に 利用料を補助	月額16,300円を限度に 利用料を補助
区分	満3歳児(3歳到達日(誕生日前日)以降)から5歳児		
幼稚園(新制度未移行)	月額25,700円までの利用料が無償		
幼稚園(新制度対象)、認定こども園(教育部分)	無償		
区分	条件 *2	3歳児(3歳になった後の4月1日以降)から5歳児	住民税非課税世帯の0歳児から2歳児
児童発達支援 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	障害児通所給付決定 を受けている	無償	

*1 利用する施設やその事業内容等により、重複しての利用ができない場合や無償化の対象外となる場合があります。

*2 無償化の対象となるためには、春日市から認定を受ける必要があります。認定の種類によって必要な条件が異なりますので、詳しくは問い合わせください。

問い合わせ先 制度全般に関すること こども未来課保育担当(春日市役所2階)
発達支援等に関すること 福祉支援課障がい福祉担当(春日市役所1階)
Tel:584-1111 Fax:584-1115

小・中学生

小学校への入学

- 小学校入学前(9月～11月頃)に、就学時健康診断を行います。
- 入学通知書は12月～1月頃発送します。
- 各小学校で、入学説明会を行います(1月～2月)。

問い合わせ先 学校教育課(春日市役所4階) Tel:584-1111 Fax:584-1153

春日市内の小学校と通学区域

学校名	所在地	電話	Fax	区域
春日小学校	昇町 1-142	581-0414	581-1786	●昇町 ●一の谷1丁目～3丁目、4丁目18～46、6丁目43～ ●小倉
春日北小学校	岡本 1-35	581-0481	581-1743	●桜ヶ丘 ●大和町5丁目(1-1～1-4のサンリヤングーデン春日は日の出小) ●岡本 ●須玖北
春日東小学校	若葉台東1-51	501-0211	501-1794	●千歳町 ●光町 ●原町 ●宝町 ●伯玄町(2丁目23～44は大谷小) ●若葉台西(6丁目82～103・115～は春日南小) ●若葉台東
春日原小学校	春日原南町4-37-1	581-2093	581-2492	●春日原北町 ●春日原東町 ●春日原南町
春日西小学校	下白水南4-134	581-4190	581-4229	●上白水1丁目、5丁目、9丁目、10丁目 ●下白水北 ●下白水南 ●一の谷4丁目1～17・47～120、5丁目、6丁目1～42 ●泉
須玖小学校	須玖南2-71	501-3091	501-3109	●須玖南 ●弥生
春日南小学校	春日8-100	501-4155	501-4284	●ちくし台 ●若葉台西6丁目82～103・115～ ●紅葉ヶ丘西1丁目1～78・100～、2～6丁目、7丁目18～135 ●紅葉ヶ丘東 ●惣利 ●春日6丁目～10丁目 ●塚原台 ●大字下白水25～156、213～219 ●大土居
大谷小学校	大谷4-1	573-2922	573-3422	●大和町1丁目～4丁目 ●大谷 ●紅葉ヶ丘西1丁目79～99、7丁目1～ 17・136～ ●小倉東 ●伯玄町2丁目23～44
天神山小学校	天神山6-39	501-4301	501-4318	●天神山 ●白水ヶ丘1丁目60～99 ●一の谷4丁目121～ ●白水池 ●松ヶ丘 ●星見ヶ丘
春日野小学校	春日公園4-1-1	593-2002	593-3042	●春日公園 ●平田台 ●春日1丁目～5丁目
日の出小学校	日の出町3-1-10	572-4456	572-4445	●日の出町 ●大和町5丁目1-1～1-4(サンリヤングーデン春日)
白水小学校	白水ヶ丘1-100	915-2525	915-2511	●上白水2丁目～4丁目、6丁目～8丁目 ●白水ヶ丘(1丁目60～99は天神山小) ●大字上白水1247-2～1301-1



妊娠を希望
したなら
妊娠したら
赤ちゃんが
生まれたら
乳幼児期に
なったら
保育所(園)
幼稚園
小・中学生
一時的な預かり
・家事支援
ひとり親家庭
障がいのある
子ども
子ども子育てに
関する相談窓口
救急診療
子どもが遊べる
場所・施設
春日市子育て
マップ

中学校への入学

- 入学通知書を12月～1月頃発送します。
- 各中学校で、入学説明会を行います(1月～2月)。

問い合わせ先 学校教育課(春日市役所4階) Tel:584-1111 Fax:584-1153

春日市内の中学校と通学区域

学校名	所在地	電話	Fax	区域
春日中学校	須玖南2-172	581-0461	581-0547	●昇町 ●弥生 ●一の谷1丁目～3丁目、4丁目18～46、6丁目43～ ●小倉 ●須玖南
春日東中学校	若葉台東1-41-1	581-1109	581-1296	●千歳町 ●光町 ●宝町 ●若葉台東 ●若葉台西 ●ちくし台 ●大谷 ●原町 ●大和町1丁目～4丁目 ●小倉東 ●伯玄町 ●紅葉ヶ丘西1丁目79～99、7丁目1～17・136～
春日西中学校	一の谷5-49	572-7356	572-8134	●一の谷4丁目1～17・47～120、5丁目、6丁目1～42 ●泉 ●下白水南 ●下白水北 ●白水ヶ丘(1丁目60～99は春日南中) ●上白水 ●大字上白水1247-2～1301-1
春日南中学校	大土居3-11-1	595-0905	595-0919	●松ヶ丘 ●紅葉ヶ丘東 ●塚原台 ●白水池 ●天神山 ●大土居 ●紅葉ヶ丘西1丁目1～78・100～、2丁目～6丁目、7丁目18～135 ●一の谷4丁目121～ ●春日8丁目101～、10丁目 ●惣利3丁目、4丁目、5丁目29～、6丁目 ●白水ヶ丘1丁目60～99 ●星見ヶ丘 ●大字下白水25～156、213～219
春日野中学校	春日公園5-19	574-8111	574-8495	●春日原南町 ●春日原北町 ●春日原東町 ●春日公園 ●平田台 ●春日1丁目～7丁目、8丁目1～100、9丁目 ●惣利1丁目、2丁目、5丁目1～28
春日北中学校	桜ヶ丘7-20	502-0107	502-0108	●桜ヶ丘 ●日の出町 ●岡本 ●須玖北 ●大和町5丁目

就学援助

以下のいずれかの条件に該当する世帯の児童生徒の保護者に対し、学校給食費、学用品費、修学旅行費などの一部について助成を行います。

【対象】

次のいずれかの条件に該当する世帯

- ① 世帯全員の市町村民税が非課税
- ② 市町村民税所得割額の世帯合計が認定基準以下である
- ③ 児童扶養手当を受給している
- ④ 生活保護が廃止または停止をされたが、なお経済的に困っている
- ⑤ 経済的理由により児童生徒の就学が困難であると教育長が認める

【支給対象月】

原則として申請した月分から支給します。

*手続きに必要なものなど、詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ先 学校教育課(春日市役所4階) Tel:584-1111 Fax:584-1153

中学校給食

家庭からの弁当持参と給食を選択できます。申込単位は1か月で、配膳は弁当箱形式です。給食費は、口座振替による前納制となっており、給食回数に応じて、毎月異なります。

【申し込み方法】

各学校から、前々月末までに献立表の配布と申込について案内しますので、締切日までに申し込んでください。

*詳しくは各中学校(P15)にお問い合わせください。

問い合わせ先 教育総務課(春日市役所4階)

Tel:584-1111 Fax:584-1153

就学相談

次年度に小学校に入学予定で、知的面や身体面、情緒面で就学に不安のある児童の保護者を対象とした特別支援教育に関する個別の相談です。

特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室による指導を希望する場合は、必ずご相談ください。

【申し込み方法】

開始時期は、市報・市ウェブサイトでお知らせしますので、ご確認ください。

問い合わせ先 子育て支援課発達支援担当(いきいきプラザ内)

Tel:588-5150 Fax:501-0051

通級指導教室

きこえ・ことば・コミュニケーション・行動等の発達に関して支援が必要な児童生徒を対象とした教室です。全小中学校に通級指導教室を設置しているため、各学校で個別指導(またはグループ指導)を受けることができます。指導を受けている時間は学校の出席扱いとなります。

問い合わせ先 各学校・子育て支援課発達支援担当(いきいきプラザ内) Tel:588-5150 Fax:501-0051

特別支援学級

障がいにより、集団での学習や活動の場面において困難を感じる児童生徒を対象として、全小中学校に特別支援学級を設置しています。設置されるクラス(知的障がいクラス、自閉症・情緒障がいクラス等)は、児童生徒の状況により毎年変更になります。

問い合わせ先 各学校・子育て支援課発達支援担当(いきいきプラザ内) Tel:588-5150 Fax:501-0051

特別支援学校

特別支援学校は、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を行います。障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としています。

問い合わせ先 <特別支援学校> 各学校 子育て支援課発達支援担当(いきいきプラザ) Tel:588-5150 Fax:501-0051

特別支援教育就学奨励費

次のいずれかに該当する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、学校給食費、学用品費、修学旅行費などの一部について助成を行います。

- 特別支援学校に在学している
- 小・中学校の特別支援学級に在籍している
- 小・中学校の通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する

問い合わせ先 <特別支援学校> 各学校

問い合わせ先 <特別支援学級・通常学級> 学校教育課(春日市役所4階) Tel:584-1111 Fax:584-1153

春日市教育支援センター

さまざまな事情により登校しなくてもできない状態にある小中学生のための教室です。センターでのさまざまな活動や体験を通して、学校復帰を目指す助言・指導を行っています。調理実習や制作の材料代などの活動費として、月額1,000円が必要です。センターでの出席日数は、活動状況に応じて在籍学校長の判断により学校での出席日数として取り扱うことができます。

【所在地】

若葉台西7-28-1 Tel:517-0396 Fax:515-9235

【指導日時】

月・火・木・金曜日 午前10時～午後3時

水曜日 午前9時～午前10時30分

【カウンセリング】

専門のカウンセラーによる不登校などの教育相談を行っています。気軽に相談してください。予約が必要です。

- **日時** 毎週水曜日(要予約)
(夏期・冬期休業中は受付をしていません。)
- **相談予約電話** 517-0396

*入級手続きについては各小中学校(P14~15)にお問い合わせください。

問い合わせ先 学校教育課(春日市役所4階)

Tel:584-1111 Fax:584-1153

妊娠を希望したら
妊娠したら
赤ちゃんが生まれたら
乳幼児期になつたら
保育所(園)
幼稚園
小・中学生
一時的な預かり・家事支援
ひとり親家庭
障がいのある子ども
子ども子育てに関する相談窓口
救急診療
子どもが遊べる場所・施設
春日市子育てマップ

かすが家庭教育学級

中学生までの子どもがいる保護者を対象に、学びと交流の場を提供しています。さまざまな体験学習や講座などを通して、子育ての基盤である家庭教育を学び、学級生同士が交流することで悩みや疑問を共有し、楽しく「子育て」「親育ち」ができます。

【対象】 市内に居住で、中学生までの子どもがいる保護者

【場所】 春日市ふれあい文化センターほか

【託児】 生後5か月から就学前まで※学級費や託児費などの費用あり。詳しくは問い合わせてください。

申し込み・問い合わせ先 地域教育課地域教育担当(春日市役所4階) Tel:584-1111 Fax:584-1153

放課後子供教室(通称「アンビシャス広場」)

小中学生を対象に、地域住民参画のもと、放課後など(週末や長期休業期間を含む)に体験活動や交流活動の場を提供しています。

【対象】 市内に居住または通学をする小中学生

【場所】 小中学校や地区公民館(場所によって活動内容は異なります)

【費用】 原則無料(活動にかかる材料費などは別途個人負担)

問い合わせ先 地域教育課地域教育担当(春日市役所4階) Tel:584-1111 Fax:584-1153

放課後児童クラブ(学童保育)

放課後などにおいて保護者が不在の家庭の児童が、各学校敷地内に設置した施設で安全に楽しく過ごすことができる場です。「株式会社テクノ・コーポレーション」が指定管理者として運営しています。

【利用条件】 市内の小学校に通学し、保護者が労働などにより昼間家庭にいない

*昼間家庭にいないとは、原則として午後2時から午後4時までの時間帯を含む1日4時間以上、児童の保護者が家庭にいない日が月に16日以上(日曜日を除く)ある場合のことです。

【開所(保育)時間】 ●平日 放課後～午後5時 保護者の迎えがあるときは午後7時まで
●学校休業日の平日 午前8時～午後5時 保護者の迎えがあるときは午後7時まで
●土曜日 午前8時～午後5時 保護者の迎えがあるときは午後6時まで

*午後5時に集団下校を行います。その時間以降もクラブを利用する場合は、必ず保護者の迎えが必要です。

また、平日の午後6時以降の利用については理由のいかんを問わず、別途料金が発生します。

【利用者負担】 ●利用料金 月額6,000円(2人目以降の児童については月額3,600円)
●間食費 月額1,700円
●保険料 年額800円
●延長保育利用料金 月額2,000円(2人目以降の児童については月額1,200円) または1回200円

【申込方法】 「春日市放課後児童クラブ利用申請書」など必要書類をクラブまたは事務局へ提出してください。

【季節入所】 学校の長期休業期間中のみ利用できる保育を実施しています。

*季節入所の利用条件は、児童の保護者が家庭にいない時間が1日4時間以上で、かつ、その日が月に16日以上(日曜日を除く)である場合です。

【児童クラブ一覧】

学校名	児童クラブ名	電話(Fax兼用)
須玖小学校	チャイルドクラブ	582-6444
春日小学校	ポケットクラブ	573-4692
	ポケット第2クラブ	573-4699
春日西小学校	つばめクラブ	572-6522
	つばめ第2クラブ	592-1345
天神山小学校	ひかりクラブ	574-0316
	ひかり第2クラブ	573-7758
大谷小学校	ひまわりクラブ	591-1355
春日南小学校	さくらクラブ	595-3377
	さくら第2クラブ	595-3436

学校名	児童クラブ名	電話(Fax兼用)
春日原小学校	たいようクラブ	574-2348
春日東小学校	なかよしクラブ	574-2650
	なかよし第2クラブ	571-3688
春日北小学校	あおぞらクラブ	592-2692
春日野小学校	つくしんぼクラブ	501-7302
	つくしんぼ第2クラブ	582-8680
日の出小学校	コスモクラブ	585-2883
白水小学校	すまいるクラブ	581-2450

問い合わせ先 株式会社テクノ・コーポレーション 春日市放課後児童クラブ事務局
所在地:須玖南4-27 フォーサイト須玖南R・SCoMo1F Tel:558-7626(FAX兼用)

問い合わせ先 地域教育課地域教育担当(春日市役所4階) Tel:584-1111 Fax:584-1153

一時的な預かり・家事支援

ファミリー・サポート・センターかすが

子育ての手伝いをしたい人(まかせて会員)と、子育ての手伝いをしてほしい人(おねがい会員)との相互援助活動組織です。子どもが健やかに育ち、子育てをする人たちが安心して社会生活ができる環境づくりを目的としています。

【対象】

●おねがい会員 (子育ての手伝いをしてほしい人)

市内に居住または勤務している人で、生後3か月(首がすわっていること)から小学6年生までの子どもがいる人
 *事前に登録説明会に参加し登録が必要です(2時間程度)。
 *登録は妊娠中でもできます。

●まかせて会員 (子育ての手伝いをしたい人)

市内に居住し、まかせて会員の自宅で子どもを預かることができ、心身共に健康で子育てに意欲があり、および講習会(11時間程度)を受講し全講座を終了して登録をした人

●どっちも会員

おねがい会員、まかせて会員の両方の資格がある人

*おねがい会員説明会は年4回、まかせて会員講習会は年2回実施します。日程など詳しくは市報・市ウェブサイトでお知らせします。

【援助の内容】

- 保育所、幼稚園の開所前、閉所後、小学校の放課後、放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- 保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、習い事などへの送迎
- 乳幼児を連れて出かけにくい時やリフレッシュしたい時の預かり

【活動時間・料金】

活動時間帯(午前7時～午後10時)	料金(1時間当たり)
月～土曜日(祝休日を除く) 午前7時～午後7時	600円
月～土曜日(祝休日を除く) 午後7時～午後10時 / 日曜日・祝休日 午前7時～午後10時	780円

- *きょうだいを預かる場合、2人目からは料金が半額になります。
- *当日午前8時30分以降の取り消しや無断の取り消しの場合はキャンセル料がかかります。
- *食事代、交通費など別途実費負担が必要な場合があります。

問い合わせ先 ファミリー・サポート・センターかすが(いきいきプラザ内) 所在地:昇町1-120
 Tel:584-7700 Fax:501-0051 Mail:famisapo@city.kasuga.fukuoka.jp

病児保育

仕事などの都合により、病氣中や病氣回復期にある子どもの、家庭保育が困難な人のために、「病児デイケアセンターかすが」や「たんぼぼ病児室」で病児保育を実施しています。

病児デイケアセンターかすが(横山小児科医院敷地内)

【利用時間】 平日:午前8時30分～午後5時30分 土曜日:午前8時30分～午後0時30分

【利用料】 1日 0円(福岡県内住民)

【場所】 春日原東町3-36 ※要事前登録

問い合わせ先 Tel:501-7001 Fax:501-7039

※保護者の就労形態や通勤時間、その他やむを得ない事由がある場合は、早朝保育(午前7時30分～午前8時30分)を利用できます。ただし、前日までに予約をし、医師連絡表を準備する必要があります。

※早朝保育を利用する場合は、別途500円

たんぼぼ病児室(福岡徳洲会病院内)

【利用時間】 午前8時～午後6時(年中無休) 時間外保育(前1時間、後3時間)あり

【利用料】 春日市民 1日0円、福岡県内住民 1日1,000円、福岡県外住民 1日3,000円、時間外保育 300円/時間

【場所】 須玖北4-5

問い合わせ先 Tel:514-6178 Fax:573-1733

※前日までに予約をし、医師連絡表を準備する必要があります。

- その他、企業主導型保育施設等の自主事業として、病児保育が実施されています。

病児保育こもれび(こもれび保育園内)

【利用時間】 平日:午前8時30分～午後5時まで

【利用料】 1日0円(福岡県内住民)

【場所】 惣利1-83-1

※久保田小児科サポート

※詳細は施設に直接問い合わせてください。

問い合わせ先 Tel:595-6522 Fax:595-6525

一時預かり保育

保護者のパート就労や病気、看護、冠婚葬祭、出産や育児からのリフレッシュなどのため、子どもを保育所で預かることができます。週3日以内(緊急の場合は、連続14日以内)の範囲で利用できます。

事前の申し込みが必要です。各保育所に直接問い合わせてください(P10に電話番号掲載)。

〔利用料(1日当たり)〕

● 3歳未満児 2,500円 ● 3歳以上児 2,000円(令和7年4月1日の年齢)

〔実施保育所〕

● 昇町保育所 ● 春日原保育所 ● 須玖保育所 ● 青葉やまと保育園 ● 春日白水保育園 ● 若竹保育園
● あいあい保育園 ● まみい保育園 ● 春日やよい保育園 ● 春日どろんこ保育園

そのほか、一時預かり保育を実施している企業主導型保育施設や届出保育施設もあります。

※利用料や対象年齢は各保育施設に問い合わせてください(P12に電話番号掲載)。

〔その他の一時預かり保育〕

● とまと保育園 ● キッズクラブひまわり保育園 ● イーザーピーズーイングリッシュ保育園
● 一般社団法人鈴音会 春日つばみ保育園 ● 樋口病院院内保育所ばーん ● 風の谷保育園 ● オハナ保育園 一の谷
● クロム保育園 ● 風の谷保育園 白水ヶ丘 ● 風の谷保育園 乳児部 ● オハナ保育園 ● 春日駅前なないろ保育園
● こもれび保育園 ● 上白水保育園 ● 春日保育所 ● 風の谷はらっぱ保育園 ● ちびっこランド春日大通り園
● ひので保育園 ● こころ保育園

問い合わせ先 こども未来課保育担当(春日市役所2階) Tel:584-1111 Fax:584-1115

子育て短期支援(ショートステイ)事業

保護者の病気や仕事などの事由により、家庭における養育が一時的に困難となった児童の養育および保護をします。

(期間は、原則7日以内)

問い合わせ先 子育て支援課こども相談担当(いきいきプラザ内)

所得に応じて自己負担があります。

Tel:584-1015 Fax:501-0051

リフレッシュのための託児

● ぐーちょきば(子ども一時預かり)

〔実施団体〕 NPO法人 子育てネットワーク春日

〔日時〕 毎週月曜日・金曜日(祝休日は休み) 午前9時30分～午後2時30分

〔場所〕 春日市社会福祉センター別館2階

〔託児料〕 2時間 1,000円 / 人(延長30分250円)

〔対象年齢〕 生後6か月～就学前まで

※当法人の会員登録(1年有効)1,200円が必要です。

申し込み・問い合わせ先 NPO法人 子育てネットワーク春日 Tel:090-8298-9006

育児・家事支援

● シルバー人材センター

● 産前産後のお手伝いと相談 ● 沐浴援助
● 学童保育の補助 ● サークル活動時の託児
● 園児の送迎 ● 登下校の付き添い

申し込み・問い合わせ先 (社)春日市シルバー人材センター
Tel:596-1826

● おたすけサービス

● 産前産後の援助・家事、育児支援

申し込み・問い合わせ先 社会福祉協議会
かすがボランティアセンター
Tel:501-1136

ひとり親家庭

★ 児童扶養手当

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童について手当を支給し、一人親家庭の生活の安定を図り、自立を促進します。ただし、父または母が重度の障がいにある場合は、両親がいる家庭であっても支給します。また、父母に代わって児童を養育している人に対しても支給します。

〔手当を受けられる人(支給要件)〕

次のいずれかに該当する18歳までの児童(18歳到達後、最初の3月31日までの間にある者。ただし、障がい児については20歳未満)を養育している父もしくは母または養育者

- 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障がい(年金の障がい等級1級程度)にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母から1年以上遺棄されている児童(遺棄…連絡が取れず児童の養育を放棄していること)
- 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母の婚姻によらないで生まれた児童

*一定額以上の所得がある場合は、手当の全部または一部の支給を停止します。

〔手当を受けられない人〕

次のいずれかに該当するときは支給しません。

- 父または母が婚姻の届出はしてなくても内縁関係などがあるとき(異性と同居し、または訪問かつ生活費の援助がある場合なども含む)。
- 手当を受けようとする父もしくは母または養育者が日本国内に住所を有しないとき。
- 対象児童が日本国内に住所を有しないとき。
- 対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設(母子生活支援施設・保育所・通所施設を除く)や少年院などに入所しているとき。

〔所得制限〕

手当を受けようとする人・配偶者(父または母が障がいの場合)・養育者・扶養義務者の所得が一定額以上であるときは手当を支給しません。

〔支給月額〕 令和6年11月現在

全部支給	児童1人 45,500円	児童2人 56,250円	児童3人 67,000円
一部支給	児童1人 45,490円～10,740円	児童2人 56,230円～16,120円	児童3人 66,970円～21,500円

〔公的年金給付を受けている人〕

受給している年金の種類、金額によっては、手当の一部を受給することができます。詳しくは問い合わせてください。

〔手当の一部支給停止措置について〕

平成20年4月から「児童扶養手当の受給から5年を経過するなどの要件」に該当する受給資格者は、手当の支給額の2分の1が支給停止となります。ただし、「適用除外の事由」に該当する場合は、届出書を提出することにより減額されません。

〔児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件〕

次のうちいずれか早い方を経過したとき。

- 支給開始月の初日から起算して5年
 - 手当の支給要件に該当した日が属する月の初日から起算して7年
- *3歳未満の児童を監護する受給資格者については、その児童が3歳に達した日が属する月の翌月初日から起算して5年
- *新たに監護または養育する児童が増員になった場合は、額の改定請求をした日が属する月の翌月初日から5年

〔適用除外の事由〕とは、次のいずれかに該当するとき。

- 就業している
- 求職活動などの自立を図るための活動をしている
- 身体上または精神上の障がいがある
- 負傷または疾病などにより就労することが困難である
- 介護などにより就業することが困難である

〔申請後の届出〕

- 受給資格が消滅した場合は、資格喪失届を提出してください。
届出をしないまま手当を受給した場合は、受給した金額に相当する額の返還を求められます。
- 毎年8月に現況届の提出が必要です。提出がない場合は、11月分以降の手当の支払いを差し止めることがあります。

*手続きに必要なものなど、詳しくは問い合わせください。

問い合わせ先 **こども未来課こども政策・給付担当(春日市役所2階)**

Tel:584-1111 Fax:584-1115

★ 養育費確保支援事業補助金

母子家庭の母または父子家庭の父が、養育費の確保のため法的手続等を利用する場合に、養育費の不払の解消を図るために補助金を支給します。

【対象者】 母子家庭の母または父子家庭の父で、次の全ての条件を満たす人

- 春日市に住所を有する
- 20歳未満の児童を扶養している
- 養育費の取決めに係る公正証書等を有している
- 養育費に係る児童を監護するひとり親である

【対象費用】 ● 公正証書等の作成等に係る費用 ● 養育費保証契約に係る費用 ● 強制執行の申立てに係る費用

【支給額】 対象費用と同額(ただし、補助上限額(50,000円又は60,000円)以内) ※申請方法など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 こども未来課こども政策・給付担当(春日市役所2階)

Tel:584-1111 Fax:584-1115

★ ひとり親家庭等医療

ひとり親家庭の親や子が入院や通院したときの医療費を助成する制度です。

【対象者】

- 夫や妻と死別または離婚をして、子どもを扶養している母や父とその子ども*
- 一定の障がいのある人の配偶者とその子ども*
- 父母のいない子ども*

*就学後から18歳に到達した最初の3月31日までの子ども

- 父または母が婚姻の届出はしてなくても内縁関係などがあるとき(異性との同居、訪問かつ生活費の援助なども含む)は対象となりません。

【所得制限】

- 本人、配偶者(児童の父または母が障がいの場合)、養育者、扶養義務者などに所得制限があります。

【自己負担額】

子ども…●入院・通院とも無料

親………●通院 月額800円

●入院 日額500円(月3,500円限度)

*いずれも1医療機関ごと(調剤薬局については、自己負担なし)

*手続きに必要なものなど、詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ先 国保医療課医療担当(春日市役所1階)

Tel:584-1111 Fax:584-1141

★ JR通勤定期の割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯の人が、JRの列車の通勤定期券を購入する場合は、割引(3割)が受けられます。

【手続きに必要なもの】

- 児童扶養手当証書
- 写真(縦2.5cm・横2cm)2枚

【申請方法】

必要書類を窓口を持参または郵送をしてください。後日、定期を購入する際の割引証明書を自宅に郵送します。

問い合わせ先 こども未来課こども政策・給付担当(春日市役所2階)

Tel:584-1111 Fax:584-1115

★ 母子生活支援施設への措置制度

18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母またはこれに準ずる事情にある女性が、生活上の問題で児童の養育を十分できない場合、その児童と一緒に利用できる施設です。市が施設の入所手続きを行い、施設の指導員が生活、教育、就職などについて支援します。

問い合わせ先 子育て支援課こども相談担当(いきいきプラザ内)

Tel:584-1015 Fax:501-0051

★ 福岡県ひとり親サポートセンター

母子家庭の母、父子家庭の父および寡婦を対象に、就職に関する相談や求人情報の提供などを行っています。

【事業内容】 ● 就業相談、求人情報提供 ● 就業支援講習会 ● 養育費電話相談 ● 無料弁護士相談

【場所】 原町3-1-7(クローバープラザ6F 福岡県母子寡婦福祉連合会内)

【利用時間】 月・火・木・金曜日:午前9時～午後5時(夜間相談 午後8時まで予約制)

水曜日:午前9時～午後8時

毎週土曜日、第1・第3日曜日:午前9時～午後4時

(すべて祝休日、年末年始を除く)

問い合わせ先 福岡県ひとり親サポートセンター

Tel:584-3931 Fax:584-3923

★ ひとり親家庭自立支援給付金

● 高等職業訓練促進給付金(訓練促進給付金・修了支援給付金)

母子家庭の母または父子家庭の父が、就職に有利な資格を取得するため養成機関で6か月以上の修業をしている場合に、生活の負担軽減を図るために給付金を支給します。

【対象者】 母子家庭の母または父子家庭の父で、次の全ての条件を満たす人

- 春日市に住所を有する
- 20歳未満の児童を扶養している
- 所得が児童扶養手当受給対象所得水準である(所得水準を超えた場合は1年に限り対象)
- 養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる
- 仕事または育児と修業の両立が困難である
- 求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付金および雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金など同様の給付を受けていない
- この高等職業訓練促進等給付金を受けたことがない

【対象資格】 ● 看護師(准看護師を含む) ● 介護福祉士 ● 保育士 ● 理学療法士 ● 作業療法士 ● 調理師
● 製菓衛生師 ● 歯科衛生士 ● 理・美容師 ● 社会福祉士 ● 栄養士 など

【支給額】 ● 訓練促進給付金(支給対象者とその同居人の住民税課税状況により、月額70,500円または100,000円、修業期間の最後の12月については、月額40,000円加算。また、支給対象者が2人以上の児童を扶養し、支給対象者と同居人全員が住民税所得割非課税の場合、扶養する児童1人につき月額10,000円加算)
● 修了支援給付金(支給対象者とその同居人の住民税課税状況により25,000円または50,000円)

*申請方法など詳しくは問い合わせてください。

● 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が、就職につながる能力開発のために指定の教育訓練講座を受講し、修了した場合に給付金を支給します。

【対象者】 母子家庭の母または父子家庭の父で、次の全ての条件を満たす人

- 春日市に住所を有する
- 20歳未満の児童を扶養している
- 母子・父子自立支援プログラム策定等の支援を受けている(同プログラムについては、以下の担当に問い合わせてください。)
- 教育訓練講座を受講することが、世帯の自立につながる職に就くために必要と認められる
- 原則として過去にこの自立支援教育訓練給付金を受けたことがない

【対象講座】 雇用保険法および雇用保険法施行規則の規定による

(1)一般教育訓練給付金

(2)特定一般教育訓練給付金 (3)専門実践教育訓練給付金の対象講座(厚生労働省のウェブサイト参照)

*受講開始前に所定の申請書を提出し市長の指定を受けることが必要です。 * (2)(3)は専門資格の取得を目的とする講座に限る。

【支給額】 受講料の60%

*ただし、雇用保険法による教育訓練給付金を受けている人は、その差額を支給します。 * (1)(2)については上限20万円

* (3)は、受講料の60%と修業年数に40万円を乗じて得た額を比べて、少ない方を支給します(上限160万円)。また、修了後1年以内に資格取得等の条件を満たした場合、受講料の25%(上限年間20万円)を追加支給します。 * 12,000円を超えない場合は支給しません。

● 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校を卒業していない(中退を含む)など、大学入学資格を取得していない母子家庭の母もしくは父子家庭の父またはひとり親家庭の児童が、高等学校を卒業したものと同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために、あらかじめ指定した講座を受講し、修了した場合に給付金を支給します。

【対象者】 母子家庭の母もしくは父子家庭の父またはひとり親家庭の児童であって、次の全ての条件を満たす人

- 春日市に住所を有する
- 修了後および合格後の支給申請時点で、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母もしくは父または当該児童である
- 母子・父子自立支援プログラム策定等の支援を受けている
- 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められる
- 大学入学資格を取得していない
- 過去に高卒認定試験合格支援事業の給付金を受けたことがない

【対象講座】 高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)

*高等学校等就学支援金制度の支給対象となる講座は対象外です。*受講開始前に所定の申請書を提出し、市長の指定を受けることが必要です。

【支給額】 ① 受講開始時は対象講座経費の40%(通信制の上限100,000円、通学又は通学と通信制併用の場合は200,000円)
② 修了時は対象講座経費の50%から①を差し引いた額(①と②を合わせて125,000円が通信制の上限、通学又は通学と通信制併用の場合は250,000円)
③ 合格時は対象講座経費の10%(①と②と③を合わせて15万円が通信制の上限、通学又は通学と通信制併用の場合は300,000円)
※①と②については、4,000円を超えない場合は不支給

問い合わせ先 こども未来課こども政策・給付担当(春日市役所2階)

Tel:584-1111 Fax:584-1115

★ 春日市母子寡婦福祉会(レインボー福祉会)

母子家庭・父子家庭への支援に関する情報提供や相互交流などを行っています。

【定休日】 火曜日(祝日の場合は水曜日)8/13～8/15、12/29～1/3

*定休日以外にも休業することがあります。詳細は虹の売店にお問い合わせください。

問い合わせ先 虹の売店(白水大池公園内) Tel:596-9925(Fax兼用)

障がいのある子ども

手帳

● 身体障害者手帳

身体に障がいのある場合は、身体障害者手帳(1～6級)の交付を受けることができます。

手帳が交付されると、障がいの程度に応じてさまざまなサービスを利用できます。

【対象となる障がい】

- 視覚障害
- 聴覚障害
- 平衡機能障害
- 音声・言語・そしゃく機能障害
- 肢体不自由
- 心臓機能障害
- じん臓機能障害
- 呼吸器機能障害
- ぼうこう・直腸機能障害
- 小腸機能障害
- 肝臓機能障害
- ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

*手続きに必要なものなど、詳しくは問い合わせてください。

● 療育手帳

知的障がいがある場合は、療育手帳の交付を受けることができます。

手帳が交付されると、障がいの程度に応じてさまざまなサービスを利用できます。

障がいの程度				
療育手帳	A1	A2	B1	B2
程 度	最重度	重 度	中 度	軽 度
知能指数	20以下	21～35	36～50	51～75

*B1(中度)と身体障害者手帳1～3級を所持する場合、A3(重度)となります。

【18歳未満の児童の判定機関】

福岡児童相談所

本人または保護者が直接児童相談所に予約して判定を受けてください。

所在地:原町3-1-7 3階 Tel:586-0023 Fax:586-0044

*手続きに必要なものなど、詳しくは問い合わせてください。

● 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいがある場合は、精神障害者保健福祉手帳(1～3級)の交付を受けることができます。

手帳が交付されると、障がいの程度に応じてサービスを利用できます。

【対象となる精神疾患】

- 統合失調症
- 気分(感情)障害
- 非定型性精神病
- てんかん
- 中毒性精神病
- 器質性精神障害(高次脳機能障害を含む)
- 発達障害など

*手続きに必要なものなど、詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ先 福祉支援課障がい福祉担当(春日市役所1階)

Tel:584-1111 Fax:584-1154



●重度障害者医療

重度の障がい者の経済的負担を軽減するために、医療費を助成します(入院時の食事代などは対象外です)。

【対象者】

- 身体障害者手帳1級または2級の人
- 療育手帳Aの人
- 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1の人
- 精神障害者保健福祉手帳1級の人

*本人、扶養義務者などに所得制限があります。

【自己負担額】

3歳～18歳に到達した最初の3月31日までの子ども 通院・入院とも無料

子ども以外

通院……月額500円(月20日限度)

入院……一般:日額500円(月10,000円限度) 市民税非課税世帯:日額300円(月6,000円限度)

*市民税非課税世帯の人が自己負担額の減額を受ける場合は、医療機関の窓口等で限度額適用・標準負担額減額認定証の提示が必要です。

*いずれも1医療機関ごと(調剤薬局については、自己負担はありません)

【こども医療との関係】

- 3歳未満の子どもはこども医療が優先です。
- 3歳以上から高校生世代までの子どもは、重度障害者医療が優先です。

*手続きに必要なものなど、詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ先 国保医療課医療担当(春日市役所1階)

Tel:584-1111 Fax:584-1141

●小児慢性特定疾病医療費助成制度

厚生労働大臣が定める慢性疾病にかかっている児童等で、その疾病が一定程度である18歳未満の児童に対し指定医療機関に限り、医療費を助成します。なお、18歳到達以降も治療の必要性が認められる場合は、20歳未満まで延長することができます。

【対象となる疾患群】

- 悪性新生物
- 慢性腎疾患
- 慢性呼吸器疾患
- 慢性心疾患
- 内分泌疾患
- 膠原(こうげん)病
- 糖尿病
- 先天性代謝異常
- 血液疾患
- 免疫疾患
- 神経・筋疾患
- 慢性消化器疾患
- 皮膚疾患
- 成長ホルモン治療
- 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群

*手続きに必要なものなど、詳しくは問い合わせてください。HP:<https://www.shouman.jp>

問い合わせ先 筑紫保健福祉環境事務所健康増進係

所在地:大野城市白木原3-5-25(福岡県筑紫総合庁舎2階)

Tel:513-5583 Fax:513-5598

●自立支援医療(育成医療)

18歳未満で身体障がいのある児童または現状を放置すれば将来障がいが残ると認められる児童が、障がいを軽減・除去する治療や手術を指定自立支援医療機関で受ける場合に、自立支援医療の給付を受けることができます。

【対象となる障がい】

- 視覚障害
- 聴覚・平衡機能障害
- 音声・言語・そしゃく機能障害
- 肢体不自由
- 心臓機能障害
- じん臓機能障害
- 呼吸器機能障害
- ぼうこう・直腸機能障害
- 先天性の内臓の機能障害
- 小腸機能障害
- 肝臓機能障害
- ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

*確実な治療効果が期待できない治療や手術は対象となりません。

*手続きに必要なものなど、詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ先 福祉支援課障がい福祉担当(春日市役所1階)

Tel:584-1111 Fax:584-1154

●自立支援医療(精神通院医療)

精神障がいのある人が、通院による医療を指定自立支援医療機関で受ける場合に、自立支援医療の給付を受けることができます。

【有効期間】

1年間(更新申請は、有効期間終了の3か月前から可)

問い合わせ先 福祉支援課障がい福祉担当(春日市役所1階)

*手続きに必要なものなど、詳しくは問い合わせてください。

Tel:584-1111 Fax:584-1154

✿ 手当

● 特別児童扶養手当

精神または身体が障がいの状態にある20歳未満の児童について、福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護している父もしくは母または父母に代わってその児童を養育している人に手当を支給する制度です。

【対象者】

障がいの状態(法で定める程度以上)によりますので、問い合わせてください。

次のいずれかに該当する人は手当を受けられません

- 対象児童が国内に住所を有しない
- 対象児童が障がい支給事由とする公的年金を受けることができる(障害児福祉手当は年金ではないため、併給できません)
- 対象児童が児童福祉施設など(母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く)に入所している

【支給月額】

令和6年4月現在 重度障がい児(1級) 55,350円 中度障がい児(2級) 36,860円

*本人、配偶者、同居の扶養義務者の所得に制限があります。

問い合わせ先

こども未来課こども政策・給付担当(春日市役所2階)

*手続きに必要なものなど、詳しくは問い合わせてください。

Tel:584-1111 Fax:584-1154

● 障害児福祉手当

身体、知的または精神に重度の障がいがあるため日常生活において常時特別な介護を必要とする程度の障がいの状態で、一定の要件に該当する在宅の20歳未満の人に手当を支給します。

【対象者】

- 両眼の視力の和が0.02以下の人など
- 両耳の聴力が補聴器を使用しても音声を識別することができない程度の人
- 両上肢に著しい障がいがある人、両下肢の機能を失った人、体幹機能障害で座ることができない人など
- 内臓機能などに重度の障がいがある人
- 精神状態に重度の障がい(知能指数がおおむね20以下など)がある人
- 身体または精神状態における障がい重複し、常時介護を必要とする人

*原則として認定診断書により判定します。 *本人、扶養義務者などに所得制限があります。

*施設入所中の人や、障がいを事由とする公的年金を受給できる人は対象外です。 *手続きに必要なものなど、詳しくは問い合わせてください。

● 春日市心身障害者福祉手当

在宅の障がい者で、下記のいずれかに該当する人に手当を支給します。

【対象者】

- 身体障害者手帳1級の人
- 療育手帳Aの人
- 精神障害者保健福祉手帳1級の人

*本人、扶養義務者などに所得制限があります。 *特定の施設に入所している人、3か月を超えて入院している人、障害児福祉手当などを受給している人は対象外です。 *手続きに必要なものなど、詳しくは問い合わせてください。

● 春日市重度障害者介護手当

3歳以上の重度障がい者を在宅で常時介護している同一住所地の人に手当を支給します。

【対象となる障がい者】

- 身体障害者手帳において下肢または体幹機能のみの障害程度が1級の人
- 療育手帳Aの人
- 精神障害者保健福祉手帳1級の人

*原則として、入院中の人、施設に入所または通所をしている人、就学・就労している人は対象外です。

*手続きに必要なものなど、詳しくは問い合わせてください。

● 心身障がい者扶養共済制度

障がい者を扶養している保護者が加入者となり掛金を納めて、保護者が死亡または重度障がい者になったときに、障がい者に終身の年金を支給します。障がい者1人につき2口まで加入できます。

【対象となる障がい者】

- ① 身体障害者手帳1～3級の人
- ② 知的障がい者
- ③ 身体または精神に永続的な障がいがあり、①または②と同程度と認められる人

【加入者】

65歳未満の保護者で、生命保険に加入できる健康状態の人

*手続きに必要なものや掛金など、詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ先

福祉支援課障がい福祉担当(春日市役所1階)

Tel:584-1111 Fax:584-1154

🌻 各種サービス・支援

● 日常生活用具の給付

在宅の障がい者または難病患者に対し、日常生活の利便を図るため、日常生活用具を給付します。

*日常生活用具の種類や対象者など、詳しくは問い合わせてください。

● 補装具費の支給

身体の障がいを補うための補装具の購入や修理にかかる費用の一部を支給します。

【対象者】 ●身体障害者手帳の所持者(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由など) ●難病患者のうち補装具が必要と認められる人

*詳しくは問い合わせてください。

● 小児慢性特定疾病児童への日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病児童の日常生活の利便を図るため、日常生活用具を給付します。

*日常生活用具の種類や対象者など詳しくは問い合わせてください。

● 障害児通所支援

児童発達支援

未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等で外出が著しく困難な者に、在宅で児童発達支援や放課後等デイサービスと同様のサービスを行います。

放課後等デイサービス

就学中の障がい児に、授業の終了後または夏休みなどの休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

保育所等訪問支援

保育所などを訪問し、集団活動への適応のための専門的な支援などを行います。



● 障害福祉サービス

心身に障がいのある人や難病患者などに対し、その人が必要とする支援の度合いを踏まえ、個別に支給決定されるサービスです。「居宅介護」、「行動援護」、「短期入所」などがあります。

*詳しくは問い合わせてください。

● 移動支援

介護者が同伴できないため屋外での移動が困難な障がい者は、ホームヘルパーによる外出の支援を受けられます。

【対象者】 ●身体障害者手帳1・2級(視覚障害)の人 ●療育手帳の所持者 ●精神障害者保健福祉手帳の所持者 ●発達障がい児 ●身体障害者手帳1級(上肢、下肢、体幹の機能障害または乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害)の人

*詳しくは問い合わせてください。

● 日中一時支援

介護者が一時的に障がい者を介護できない場合は、短期間、施設で支援を受けられます。宿泊はできません。

【対象者】 ●身体障害者手帳の所持者 ●療育手帳の所持者 ●精神障害者保健福祉手帳の所持者

*詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ先 福祉支援課障がい福祉担当(春日市役所1階)

Tel:584-1111 Fax:584-1154

🌻 肢体不自由高校生への奨学金

肢体不自由の高校生に対して、奨学金を支給します。

*詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ先 (公財)福岡県肢体不自由児協会

Tel:584-5723 Fax:584-5723

子ども・子育てに関する相談窓口

児童虐待相談

「子どもを愛せない」、「子育てが辛い」、「イライラして、つい子どもにあたってしまった」、「家族が子育ての悩みを聞いてくれない」など、子育てに関する悩みはありませんか。また、「子どもが虐待を受けているのでは」と思われる光景を見かけたことはありませんか。このような場合は、一人で悩まず、まずは電話で相談してください。早い相談が早い解決につながります。**189**通話無料。



児童虐待とは...

- 身体的虐待** 打、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- 性的虐待** 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ネグレクト** 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- 心理的虐待** 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など

福岡県福岡児童相談所

児童虐待、養護、障がい、非行など子どもに関する相談を受け付けています。児童相談所は児童福祉法に基づいて設置される18歳未満の子どもに関する相談機関です。本人、家族、学校の先生、地域の方など、だれからでも相談を受けています。相談は無料で、秘密は守られます。

〔相談日時〕 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 〔相談方法〕 電話、面接

相談・問い合わせ先 福岡児童相談所 所在地:原町3-1-7 Tel:586-0023 Fax:586-0044

春日市家庭児童相談室

〔相談日時〕 月曜日～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時 〔相談方法〕 電話、ファクシミリ、面接、メール

〔所在地〕 昇町1-120

相談・問い合わせ先 子育て支援課こども相談担当(いきいきプラザ内) 所在地:昇町1-120

Tel:584-1015 Fax:501-0051 Mail:ko_sodan@city.kasuga.fukuoka.jp

発達相談

子ども発達支援室

言語面や行動面の心配などについての相談に、公認心理師・言語聴覚士・作業療法士・特別支援教育相談員等が応じます。

〔対象者〕 0～15歳の子どもとその保護者 〔相談方法〕 面接(事前に電話で予約が必要です) 〔相談日時〕 完全予約制

相談・問い合わせ先 子育て支援課(いきいきプラザ内) Tel:588-5150 Fax:501-0051

療育訓練施設くれよんクラブ

心身の発達にさまざまなつまづきを持つ乳幼児を対象に、親子通園を通して早期に療育、指導を行うことで心身の発達を促し、社会生活や集団生活などへの適応能力の向上を図ります。

〔対象児童〕 0歳から就学前までの心身の発達につまづきを持つ乳幼児 ※障がい福祉サービス受給者証が必要です。

〔内容〕 親子通園による集団および個別療育訓練

〔開所日〕 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 〔開所時間〕 午前8時30分～午後5時(利用時間:午前9時30分～午後4時30分)

〔場所〕 くれよんクラブ(福祉ぱれっと館3階) 〔所在地〕 小倉3-242-1

相談・問い合わせ先 子育て支援課療育担当(福祉ぱれっと館3F) Tel:575-1202 Fax:575-1204

発達障がいの対応を行っている医療機関

福岡県のホームページに公開されていますので、詳細は確認してください。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hattatsuiryoukikan.html>

福岡県発達障がい者(児)支援センター Life(ライフ)

発達障がい(コミュニケーションや行動で気になることや、対応で困っていることなど)に関する相談に応じます。

相談・問い合わせ先 福岡県発達障がい者(児)支援センター Life(ライフ)

所在地:春日市原町3-1-7(クローバープラザ1階東棟) Tel:558-1741 Fax:558-1742

👶 妊娠・子育て・思春期相談

● SOS電話相談～思いがけない妊娠・子育て・思春期相談～

妊娠・出産に関する相談、赤ちゃん・子どもの相談、思春期に関する相談などに電話・メールで応じます。

【相談日時】 月～土(祝日含む) 午前9時～午後5時30分 ※お盆期間(8/13から8/15)、年末年始(12/29から1/3)を除く

【相談・問い合わせ先】 一般社団法人福岡県助産師会 Tel:406-5118

● 福岡県プレコンセプションケアセンター

妊娠・出産を考えていなくても、健康でより豊かな人生を送ることができるよう、思春期からの人々を対象とした性と健康に関する正しい知識の発信と相談窓口を設置しています。

【相談方法】 メール・来所・電話 【料 金】 無料

※詳しくは、ホームページで確認してください。

【問い合わせ先】 福岡県プレコンセプションケアセンター Tel:409-4936

👶 教育・いじめ・不登校相談

● 教育相談

福岡県下(政令市を除く)の小学校・義務教育学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の生徒、保護者および教育関係職員を対象に、相談に応じます。

【相談内容】 (1)不登校・いじめ等に関する相談 (2)特別支援教育に関する相談

【相談日時】 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 午前9時～午後4時(来所・要予約) 午前9時～午後5時(電話)

【相談方法】 電話・来所・メール

【相談・問い合わせ先】 福岡県教育センター 所在地:糟屋郡篠栗町高田268

相談内容(1) Tel:948-3000 Fax:948-3000 Mail:seitosoudan@educ.pref.fukuoka.jp

相談内容(2) Tel:947-1923 Fax:947-1923 Mail:tokushi@educ.pref.fukuoka.jp

● 家庭教育相談「親・おや電話」

乳幼児期から青少年期の子どもの保護者を対象に、家庭教育全般にわたる相談に応じます。

【相談日時】 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時(第2月曜・第4土曜・祝日・年末年始を除く)

【相談・問い合わせ先】 福岡県立社会教育総合センター 所在地:糟屋郡篠栗町金出3350-2 Tel:947-3515

● 少年サポートセンター(ハートケア中央)

20歳未満の少年の非行やいじめなどの問題に関する相談に応じています。

【相談日時】 月曜日～金曜日(祝休日・年末年始を除く)

午前9時～午後5時45分まで

【相談方法】 電話

【相談・問い合わせ先】 中央少年サポートセンター

所在地:原町3-1-7 Tel:588-7830

● 子どもホットライン24

小・中学生とその保護者などを対象に、いじめや不登校、進路、しつけ、非行や障がいに関することなどの相談に応じています。

【相談日時】 毎日(電話:24時間)

【相談方法】 電話

【相談・問い合わせ先】 福岡県教育庁福岡教育事務所

所在地:福岡市博多区吉塚本町13-50 Tel:641-9999

● 福岡犯罪被害者総合サポートセンター

【相談(業務)】 ○犯罪被害に遭った人および遺族からの電話相談、面接相談 ○必要に応じて警察や、検察庁、裁判所、病院などへ付き添い

【内容】 ○被害者支援に関わる関係機関・団体などの紹介、情報提供

【対象者】 犯罪被害者、その遺族など 【相談日時】 月曜日～金曜日(土・日、祝休日、年末年始を除く) 午前9時～午後4時

【相談方法】 電話 【相談料】 無料

【相談・問い合わせ先】 Tel:409-1356

● 性暴力被害者支援センター・ふくおか

【相談内容】 ○性暴力の被害に遭った人からの電話相談、面接相談、

○必要に応じて病院や、警察・弁護士・臨床心理士などの紹介、相談などの付き添い

○被害者支援に関わる制度の紹介や関係機関・団体などの情報提供

【対象者】 性暴力被害者、その家族、知人など 【相談日時】 24時間・365日(年中無休)

【相談方法】 電話 【相談料】 無料

【相談・問い合わせ先】 Tel:409-8100

● 福岡若者サポートステーション

【対象者】 15～49歳・無職者等 【相談内容】 就職相談 【相談日時】 月～金午前10時～午後5時(土・日・祝・年末年始休) 予約制

【相談・問い合わせ先】 福岡若者サポートステーション Tel:739-3405 Fax:739-3408

● 福岡県若者自立相談窓口

【相談内容】 高校中退などで進路が決まっていない若者や保護者からの相談に応じます。

【相談日時】 月～土曜日 午前10時～午後7時(日祝休)

【相談方法】 訪問・来所(要事前連絡)、電話・メール相談 【相談料】 無料

【相談・問い合わせ先】 福岡県青少年育成課 所在地:大野城市白木原3-5-25 福岡県筑紫総合庁舎1階

Tel:710-0544 Mail:info@wakamado.net

子どもの権利

子どもの人権110番

体罰・いじめ・不登校・停学などについて、福岡県弁護士会が法的な立場で電話相談を受け付けます。

【相談日時】 毎週土曜日(盆・年末年始を除く)
午後0時30分～午後3時30分

【相談方法】 電話

【相談先】 子どもの権利110番(福岡県弁護士会) Tel:752-1331

子どもの人権110番(福岡法務局)

いじめや体罰・不登校や虐待など子どもの人権問題に関する相談

【相談日時】 月～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
※祝日・年末年始を除く

【相談・問い合わせ先】 フリーダイヤル 0120-007-110

子育て女性の就職相談

子育てしながら働きたい女性の就職準備や仕事探しを応援します。仕事を始めてみたいと考えている人の相談窓口です。

子育て女性就職支援センター(福岡県福岡労働者支援事務所)

【相談・問い合わせ先】 Tel:725-4034

マザーズハローワーク(マザーズハローワーク天神)

【相談・問い合わせ先】 Tel:725-8609

ハローワーク(福岡南公共職業安定所)

【相談・問い合わせ先】 Tel:513-8609

配偶者等からの暴力に関する相談

配偶者からの暴力に悩んでいたら、一人で悩まずに相談してください。あなたの周りに暴力を受けている人がいたら、相談窓口を教えつけてあげてください。

春日市男女共同参画センター(じよなさん)

【相談・問い合わせ先】 Tel:584-1202

【相談日時】 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時

配偶者暴力相談支援センター

【相談・問い合わせ先】 Tel:584-0052

【相談日時】 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分

福岡県あすばる相談ホットライン

【相談・問い合わせ先】 Tel:584-1266

【相談日時】 火～日・月(祝日のみ) 午前9時～午後4時30分 金曜日(祝日を除く)のみ午後6時～午後8時30分も相談できます。(盆・年末年始を除く)

男性DV被害者のための相談ホットライン

【相談・問い合わせ先】 Tel:070-4410-8502

【相談日時】 火・木曜日 午後6時～午後9時 土曜日午前10時～午後1時(年末年始を除く)

LGBTの方のDV被害

【相談・問い合わせ先】 Tel:080-2701-5461

【相談日時】 第1日曜日 午後2時～午後5時 第3水曜日 午後6時～午後9時(年末年始を除く)

ちくし女性ホットライン

【相談・問い合わせ先】 Tel:513-7335

【相談日時】 月・水～金曜日 正午～午後7時 土曜日午前10時～午後5時(祝休日・年末年始除く)

心のリリーフ・ライン(福岡県警犯罪被害者相談電話)

【相談・問い合わせ先】 Tel:632-7830

【相談日時】 月～金曜日(祝休日・年末年始除く) 午前9時～午後5時45分

性暴力被害者支援センター・ふくおか

【相談・問い合わせ先】 Tel:409-8100

【相談日時】 24時間365日(年中無休)

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

【相談・問い合わせ先】 #8891

DVをやめたい方の相談ホットライン

【相談・問い合わせ先】 Tel:090-5303-9394

【相談日時】 日曜 午前10時～午後1時(年末年始を除く)

こころの相談

福岡県精神保健福祉センター

心の健康相談等、精神保健福祉に関する業務等を行っています。
【問い合わせ先】 Tel:582-7510 Fax:582-7505

精神保健福祉相談 **【問い合わせは下記】**

心の悩みや不眠・不安・気になる行動がある、精神科の治療を中断しているなど、専門の医師が面接で相談を受け付けます。

【来所相談日時】 毎週水曜日(予約制)午後1時～午後3時

思春期精神保健福祉相談 **【問い合わせは下記】**

思春期に関する悩みや不安について、専門の医師が面接で相談を受けています。

【来所相談日時】 毎月第2木曜日(予約制)午後1時～午後3時

【問い合わせ】 福岡県筑紫保健福祉環境事務所 健康増進課 精神保健係
所在地:大野城市白木原3-5-25 Tel:513-5585(直通)

生活困窮者自立相談支援

生活困窮者自立相談支援

失業や不安定な収入、借金などで経済的に困っている人や、さまざまな生活上の悩みを抱えている人を対象に、生活の安定を目指すための相談・支援窓口を開設しています。

一人で悩まず、まずは気軽に相談してください。

【対象者】 生活に困窮している市民

【相談方法】 電話、面接、FAX、Eメール

【相談日時】 月～金曜日(年末年始、祝日を除く)／
土・日曜日は要相談 午前8時30分～午後5時

【相談・問い合わせ】 暮らしサポート「よりそい」

所在地:春日市昇町3丁目101番地(春日市社会福祉センター1階)

Tel:515-2098 FAX:581-7258

Mail:yorisoi@kasuga-shakyo.or.jp

妊娠を希望
したら

妊娠したら

赤ちゃんが
生まれたら

乳幼児期に
なったら

保育所(園)

幼稚園

小・中学生

一時的な預かり
・家事支援

ひとり親家庭

障がいのある
子ども

子ども子育てに
関する相談窓口

救急診療

子どもが通える
場所・施設

春日市子育て
マップ

市役所の相談窓口一覧(子どもに関すること)

妊娠を希望したら
妊娠したら
赤ちゃんが生まれたら
乳幼児期になつたら
保育所(園)
幼稚園
小・中学生
一時的な預かり・家事支援
ひとり親家庭
障がいのある子ども
子ども子育てに関する相談窓口
救急診療
子どもが遊べる場所・施設
春日市子育てマップ

春日市役所 原町3-1-5

赤ちゃんの駅設置

主な業務内容	課	担当名	電話番号
児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭等福祉、児童センター	こども未来課	こども政策・給付担当	春日市役所 584-1111(代表)
保育所入所関係	こども未来課	保育担当	
障がい者・障がい児福祉に関すること	福祉支援課	障がい福祉担当	
民生委員・児童委員に関すること	福祉支援課	地域福祉担当	
国民健康保険、こども・重度障がい者・ひとり親家庭等医療費の支給・養育医療の給付	国保医療課	国保担当・医療担当	
生活保護	保護課	保護担当	
転入学・就学時健康診断、就学援助、不登校	学校教育課	学校保健担当・学校教育担当	
学校給食	教育総務課	教育総務担当	
放課後児童クラブ	地域教育課	地域教育担当	
行政相談	総務課	総務担当	
無料法律相談(予約制)	総務課	総務担当	584-1148

こども家庭センター いきいきプラザ 昇町1-120

赤ちゃんの駅設置

主な業務内容	課	担当名	電話番号
子ども子育てに関する相談、子育て支援サービスに関する相談、家庭児童相談室、病児保育	子育て支援課	こども相談担当 母子保健担当	584-1015
母子健康手帳交付、妊婦健康診査、産婦健診、新生児聴覚検査、産後ケア、産前産後サポート、赤ちゃん訪問、育児相談、出産・子育て応援事業、乳幼児健診、子どもの予防接種	子育て支援課	母子保健担当	584-1015
ファミリー・サポート・センター 会員同士(子育ての手伝いをしてほしい人と、手伝いがしたい人)による相互援助活動	子育て支援課	こども相談担当 (ファミリー・サポート・センターかすが)	584-7700
子ども発達支援室 特別支援教育	子育て支援課	発達支援担当	588-5150

福祉ばれっと館 3F 小倉3-242-1

主な業務内容	課	担当名	電話番号
心身の発達につまずきを持つ乳幼児への早期療育、指導(児童発達支援)	子育て支援課	療育担当(くれよんクラブ)	575-1202

男女共同参画・消費生活センター(じょなさん) 光町1-73

赤ちゃんの駅設置

主な業務内容	課	担当名	電話番号
配偶者からの暴力の相談、支援	人権男女共同参画課	人権男女共同参画担当	584-1202
人権に関する相談、男女共同参画に関する人材育成・啓発	人権男女共同参画課	人権男女共同参画担当	584-1201

春日市教育支援センター 若葉台西7-28-1

主な業務内容	課	担当名	電話番号
不登校状態にある児童・生徒に対する相談	学校教育課	学校教育担当	517-0396

救急診療

＋ 小児科夜間・休日救急診療

夜間や休日に急に発病した子どもたちのため、小児科救急診療を行います。

※診療時間内でも状況により小児科医ではない救急診療部の医師が診察する場合があります。

※診療費とは別に料金がかかることがあります。

医療機関名	曜日	時間	所在地・電話番号
福岡大学筑紫病院	月・水・金	午後5時～午後9時30分 (祝休日:午前9時～午後9時30分) 受付終了:午後9時	筑紫野市俗明院1-1-1 Tel:921-1011
福岡徳洲会病院	火・木・土	午後5時～午後9時30分 (祝休日:午前9時～午後9時30分) 受付終了:午後9時	須玖北4-5 Tel:573-6622
	日	午前9時～午後9時30分 受付終了:午後9時	

＋ 福岡県小児救急医療電話相談

看護師または必要に応じて小児科医が、子どもの急な病気、けがに関する保護者の相談に応じます。

【受付時間】 平日:午後7時～翌日午前7時

土曜日:正午～翌日午前7時

日・祝休日:午前7時～翌日午前7時

問い合わせ先 Tel: #8000(短縮ダイヤル)または731-4119



＋ 夜間・休日当番医

夜間・休日救急医療体制は、筑紫医師会の協力を得て実施しています。

【診療時間】 夜間(内科・外科) 午後5時～翌日午前9時

日・祝休日(内科・外科) 日・祝休日の午前9時～午後5時

*当番医は、市報・市ウェブサイトに掲載します。

その他、急患に関する問い合わせは

春日・大野城・那珂川消防署 問い合わせ先 Tel:584-1191



＋ 救急診療電話相談

急な病気やけがの対処について、受診できる医療機関などの相談に応じます(24時間年中無休)。

救急車か病院が迷った時にご利用ください。 問い合わせ先 Tel: #7119 または 471-0099(福岡県救急医療情報センター)

＋ 歯科休日急患診療

日曜・祝休日、盆や年末年始の休みなどに急な歯の痛みなどで困っている人のために、筑紫歯科医師会では歯科の急患診療を実施しています。

【診療日時】 日曜日、祝休日、盆(8月13日～15日) 午前9時～午後1時(受付時間 午後0時30分まで)

年末年始(12月30日～1月3日) 午前9時～午後4時(受付時間 午後3時30分まで)

【医療機関名】 口腔保健センターちくし休日急患歯科診療所 問い合わせ先 所在地:春日原北町1-3-6 Tel:571-0118



＋ ふくおか医療情報ネット

福岡医療機関情報案内 さまざまな条件で医療機関を探すことができます。

問い合わせ先 URL: <https://www.fmc.fukuoka.med.or.jp/>



(ふくおか医療情報ネット)



渡辺耳鼻咽喉科

キッズスペースあり

おもちゃや絵本があります。



明るい待合室



駐車場 広々25台分



鼻炎・中耳炎・難聴など ご相談ください

☎ 092-558-1234

〒816-0846

春日市下白水南4丁目10-1

診察時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00~12:30 (最終受付12:00)	○	○	○	○	○	○	×
14:00~18:00 (最終受付17:30)	○	○	×	○	○	×	×

休診：水曜午後・土曜午後・日曜・祝日

ルミエール・ヤマダ電機 そば



ホームページ: <https://www.wa-ent.com/>

子どもが遊べる場所・施設

児童センター

赤ちゃんの駅設置

春日市には、児童センターが4館あります。18歳未満の子どもとその保護者(未就学児は保護者同伴)が利用でき、各センターで毎月楽しい行事を行っています。詳しくは、市報や春日市児童センターウェブサイトを確認するか、各センターに問い合わせてください。(天候等により、開館時間や休館日、行事などが変更になる場合があります。来館前に各センターへ問い合わせてください。)



(児童センターウェブサイト)
<https://kasugashijidocenter.jp>



須玖児童センター



光町児童センター



毛勝児童センター



白水児童センター

〔小学生以上の行事〕

各児童センターで、工作や運動遊びなどの楽しい行事を行っています。中高生向けの行事「トワイライトゾーン」では、開館時間を延長して遊ぶことができます。

〔親子向けの行事〕

おはなし会	絵本や童話などの読み聞かせを行っています。			
子育て広場	うた遊び、ふれあい遊び、運動遊びなど。 友達づくりや情報交換の場として利用できます。	ヨチヨチ広場 (0歳～1歳児向け)	親子サロン (0歳～3歳児向け)	ニコニコくらぶ (2歳以上児向け)

〔地域子育て支援拠点事業〕

各児童センター内に、地域子育て支援拠点事業として乳幼児専用の部屋を常設しています。就学前の子どもとその保護者が自由に遊べる場所です。子どもの発達に応じたおもちゃを用意しています。また子育て支援員を配置し、子育ての情報提供、子育てに関する相談などを行っています。

施設名	所在地	電話	Fax	乳幼児のお部屋
須玖児童センター	須玖南2-120	573-2431	584-7739	たんぽぽルーム
光町児童センター	光町2-180-4	501-7014	501-7033	おひさまルーム
毛勝児童センター	大土居1-38	581-5614	581-5616	にこちゃんルーム
白水児童センター	天神山1-213	593-2777	593-2801	ぴよちゃんルーム

※乳幼児対象の行事は、情報紙「子育て支援情報たんぽぽ」や市報かすが、春日市児童センターウェブサイトでお知らせしています。いきいきプラザ、ふれあい文化センター、図書館、各児童センター、各保育所(園)、こども未来課窓口で配布しています。

〔開館時間〕 午前10時～午後5時

〔休館日〕 月曜日、祝休日(月曜日が祝日の場合は翌日も休館)、
第3火曜日(第3火曜日が祝休日の場合は第4火曜日)、12月29日～1月3日

子育てサロン

身近なところで、親子で遊んだり、地域の人たちと交流する場として、地区の公民館などで子育てサロンが開催されています。おおむね就学前の子どもと保護者が対象です。サロンでは絵本の読み聞かせや触れ合い遊び、季節行事などを行っています。

各サロンには子育ての先輩スタッフがいますので、何でも気軽に相談してください。

*地区内の方のみ受け入れのところがあります。

*参加する前に各サロンに問い合わせてください。



場所(公民館)	サロン名	電話(公民館)	開催日	開催時間
須玖南	くれよんひろば	582-8730	毎月第1・3水曜日	午前11時～正午
昇町	のぼりキッズ	591-7221	毎月第2火曜日	午前10時～正午
弥生	さーどぶれいす	582-8412	休止中	
小倉	ハローキッズ	573-8787	毎月第3金曜日	午前10時30分～午前11時40分
大和町	子育てサロン	582-1140	毎月第3火曜日	午前10時～正午
宝町	子育てサロン	582-9995	毎月第2月曜日(祝日の時は第3月曜日)	午前10時30分～正午
小倉東	ホップクラブ	571-0901	毎月第4火曜日	午前10時30分～正午
ちくし台	ちびっこ広場	582-7254	毎月第3木曜日	午前10時30分～正午
若葉台東	わかばっこ	591-8979	毎月第1・第3金曜日	午前10時～正午
光町	ひかりっこ	581-9288	休止中	
千歳町	子育てサロン	581-3559	休止中	
大谷	大谷びよんぴよん広場	574-5656	毎月第1火曜日・変動あり	午前10時～正午
若葉台西	子育てサロン	571-4360	毎月第3木曜日	午前10時～正午
下白水北	北びよサロン	571-4146	年に2回(7月、12月)	午前10時～午前11時
下白水南	育自サークルモモ	593-2311	毎週木曜日	午前10時～午前11時40分
上白水	しゅっぱっぱ	582-6879	第3水曜日	午前10時～午前11時40分
白水ヶ丘	のびっ子広場	582-6885	毎月第3金曜日	午前10時～午前11時45分
泉	いずみっ子	571-4415	毎月第2土曜日・変動あり	午前10時～正午
紅葉ヶ丘	もみじっこ	581-9621	毎月第1木曜日	午前10時～正午
天神山	てんひろば	572-7323	毎月第1木曜日	午前10時～正午
白水池	なかよし広場	502-9200	毎月第1土曜日・変動あり	午前10時～正午
松ヶ丘	げんきっこ	595-0686	毎月第2火曜日・変動あり	午前10時～午前11時30分
大土居	子育てひまわりサロン	596-4743	毎月第1水曜日・変動あり	午前10時～正午
塚原台	ニコニコ塚ちゃん広場	595-0340	毎月第3木曜日	午前10時～正午
惣利	げんキッズ	595-1705	休止中	
平田台	子育てサロン	595-0100	毎月第3水曜日	午前10時～午前11時30分
春日	どんぐり	571-4149	毎月第2火曜日・変動あり	午前10時～午前11時30分
春日公園	ぼっけ	582-8782	毎月第1・3火曜日	午前10時～午前11時30分
春日原南	こあらくらぶ	582-9169	毎月第1・3・5水曜日	午前10時30分～午前11時30分
春日原	ばる～んくらぶ	591-6000	毎週木曜日	午前10時30分～正午
桜ヶ丘	さくらっこ	592-5567	毎月第2金曜日	午前10時～正午
日の出町	子育てサロン	582-9998	毎月第2・4水曜日	午前10時～正午
サン・ビオ	サン・ビオキッズ	592-5554	毎週火曜日・第5は休み	午前10時～正午
岡本	おはなしのへや	571-4161	休止中	

子ども食堂



HP: kasuga-ibasho.net

世代を問わず高齢者や親子、子ども(小学生以上)一人でも利用ができ、無料または低額で食事ができます。自治会、個人で運営しており、地域交流や居場所づくりを目的として、公民館などで開催されています。

事業名	開催日	場所	住所	問い合わせ先	備考
元気ワクワク料理クラブ	第3土曜日	浄運寺	下白水南4-35	090-3739-4949 (担当: 白山)	
おやっこ食堂	不定期開催	CoLiving Tamaree	春日市弥生 4-61-1	090-8620-5712 (担当: 安部)	子育て中の親子の 交流の場
奴国の里 ふれあい子ども食堂	第4土曜日 (奇数月)	弥生公民館	弥生7-50	090-2856-2411 (担当: 宮崎)	
	第4土曜日 (偶数月)	須玖南公民館	須玖南4-128	Mail: sugumeshi. 2017@gmail.com	
コミュニティ食堂昇町	隔月、土曜日	昇町公民館	昇町5-122	092-591-7221 (担当: 三与木) https://noborimachi.net	
ダイニング「つ・ど・い」	第2土曜日	小倉東公民館	小倉東2-22	080-3370-5576 (担当: 讃井)	1月・8月・12月はお休み
コミュニティスペース 春日原食堂	第4日曜日 (奇数月)	春日原公民館	春日原南町 4-37-84	070-5488-9014 (担当: 岡橋) CLOVE 春日原北町3-6	
ぶどうの庭こども食堂	金曜日	春日まちづくり 支援センター ぶどうの庭	須玖北5-155	090-6429-9772 (担当: 太田)	正午～午後6時



コミュニティバスやよい

春日市コミュニティバス「やよい」は、現在7路線で運行し、市内各所の公共施設を巡っています。各施設へ出かける際は、ぜひコミュニティバス「やよい」を利用してください。

- 〔運行時間〕** 全日 午前8時30分～午後7時35分
- 〔料金等〕** 小学生以上は全区間一律100円。ただし、高齢者ICカードの交付を受けた70歳以上(春日市居住者)は無料。小学生未満は、保護者1人につき3人まで無料、4人目から100円
- バスセンターでの路線間の乗り継ぎは無料(同一路線への乗り継ぎは有料)
- 交通系ICカード(nimoca等)使用可能



(URL) <https://jik.nishitetsu.jp/>

問い合わせ先 都市計画課(春日市役所3階) Tel: 584-1135 Fax: 584-1143

市民図書館

蔵書数は約35万冊、一般書籍、雑誌、CDなどさまざまな資料を取り揃えています。
児童コーナーも充実しており、子ども連れでも楽しく利用することができます。
子どもの本に関する相談も受けます。

〔利用時間〕 午前9時～午後7時(金・土曜日は午後8時まで)

〔休館日〕 毎週月曜日(祝休日の場合は開館)、12月28日～1月4日、
館内整理日(毎月最終木曜日)、特別整理期間

〔資料の貸出期間・貸出冊数〕 ● 図書は14日間、10冊まで ● 視聴覚資料は14日間、3点まで



● おはなし会

赤ちゃんから楽しめる年齢別のおはなし会を開いています。申し込みは不要です。お気軽に参加ください。

対象	名称	日時 ※変更となる場合があります	場所
0才～	ひよこのへや	第1・3水曜日 午前11時～(30分程度)	ふれあい文化センター
1才～	こりすのへや	第2・4水曜日 午前11時～(30分程度)	旧館1階 集会室A
3才～	3さいからのおはなし会	第2・3・4土曜日 午前11時～(30分程度)	図書館 おはなしコーナー

● ブックスタート事業

赤ちゃん絵本とわらべうたの紹介をし、親子の触れ合いを育む事業です。
4か月健診時にいきいきプラザで、絵本を1冊プレゼントしています。

● 移動図書館 たんぽぽ号

約3,000冊の本を車に載せて、市内の公園や公民館を巡回しています。
日時、場所については問い合わせてください。

問い合わせ先 所在地:大谷6-24(ふれあい文化センター1階) Tel:584-4646 Fax:584-3900

HP:<https://kasuga.libweb.jp/>

BUS バスセンター(全路線・始点・終点)

公園

● 白水大池公園(所在地:大字下白水209) **BUS** 白水大池公園噴水前(星見ヶ丘線)、白水大池公園ちびっこ広場前(上白水線)

総合公園として整備しており、「ちびっこ広場」には19種類もの遊具があります。芝生が美しい「多目的広場」や夏には水遊びができる「噴水広場」もあります。

● 春日公園(所在地:原町3-1-4) **BUS** ハローワーク前(春日原線)

芝生と樹木に囲まれる広大な県営公園です。子どもたちに人気の遊具も設置されています。

● 諸岡川親水緑道

市内を流れる諸岡川沿いの、白水大池公園から日の出ふれあい公園を結ぶ4.5キロメートルの親水空間が、諸岡川親水緑道です。その中に4つの親水公園を整備しています。

● 毛勝親水公園

(所在地:大土居1-42-2)

BUS 大土居1丁目(平田台線)

● 昇町親水公園

(所在地:昇町1-42)

BUS いきいきプラザ前(須玖線)

● 須玖南親水公園

(所在地:須玖南2-126-1)

BUS 須玖南親水公園前(須玖線)

● 日の出ふれあい公園

(所在地:日の出町6-1)

BUS 桜ヶ丘公園前(桜ヶ丘線)

● 位瀬公園(所在地:春日5-67) **BUS** 位瀬公園前(平田台線)

広いグラウンドがあり、子どもに人気の遊具もたくさん設置しています。

● 児童遊園・公園

市内には65の児童遊園と69の公園があります。

問い合わせ先 都市計画課公園担当(春日市役所3階) Tel:584-1111 Fax:584-1143

赤ちゃんの駅

授乳の場所、お湯の提供、おむつ替えができる設備がある施設です。気軽に利用してください。

中学校区	施設名	所在地	電話	Fax	協力日・協力時間	授乳	お湯	おむつ
春日中	いきいきプラザ	昇町1-120	584-1015	501-0051	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	○	×	○
	須玖児童センター	須玖南2-120	573-2431	584-7739	火～日曜日 午前10時～午後5時	○	○	○
	社会福祉センター	昇町3-101	581-7225	581-7258	月～日曜日 午前8時30分～午後5時	○	○	○
	小倉コミュニティ供用施設	小倉2-93-3	573-8787	573-8787	月・水～金曜日 午前10時～午後2時(休館日を除く)	○	○	○
	CoLiving Tamaree (コリビング・タマリ)	弥生4-61-1	090-8620-5721	無	月・火・木・金 午前10時～午後5時	○	○	○
	春日市立昇町保育所	昇町3-159	571-1915	571-1935	月～金曜日 午前10時～午後4時	○	○	○
	春日やよい保育園	弥生2-43	502-8500	558-0075	月～金曜日 午前9時～午後5時 ※保育園利用者対象	○	○	○
	こころ保育園	須玖南5-12-1F	558-8833	558-8833	月～土曜日 午前7時30分～午後6時30分	×	○	○
春日東中	森の木幼稚園 バビーカフェ	昇町2-85	592-3977	573-2562	月～金曜日 午前10時～正午	○	○	○
	春日市役所	原町3-1-5	584-1111	584-1145	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	○	×	○
	ふれあい文化センター	大谷6-24	584-3366	501-1669	火～日曜日 午前9時～午後10時	○	×	○
	光町コミュニティセンター (児童センター)	光町2-180-4	501-7014	501-7033	火～日曜日 午前10時～午後5時	○	○	○
	男女共同参画・消費生活センター (じよなさん)	光町1-73	584-1201	584-1181	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	○	×	○
	総合スポーツセンター	大谷6-28	571-3234	585-1634	第3月曜日以外 午前9時～午後10時	○	○	○
	クローバープラザ	原町3-1-7	584-1212	584-1214	月曜日(祝日にあたる場合はその翌日) 平日～土曜日 午前9時～午後9時 日曜～祝日 午前9時～午後5時	○	○	○
	福岡県営春日公園 パークステーション(児童コーナー側)	原町3-1-4	558-0178	558-0178	火曜日以外(年末年始休業あり) 午前10時～午後5時30分	○	○	○
	福岡県春日公園管理事務所 (テニスコート側)	原町3-1-4	592-0544	404-0501	年末年始を除く日 午前9時～午後7時	○	○	○
	東地域包括支援センター	宝町1-12-7	404-0310	404-0225	月～金 午前8時30分～午後5時 土 午前8時30分～正午	○	○	×
	ちくし台共同利用施設	ちくし台3-92-2	582-7254	582-7254	平日のみ(日・祝休館) 午前9時30分～午前11時30分 午後1時～午後3時	○	○	○
	小倉東共同利用施設	小倉東2-22	571-0901	571-0901	月～土曜日 午前9時～午後9時 (木・日・祝・年末年始の休館日を除く)	○	△	○
	宝町共同利用施設	宝町4-15-3	582-9995	582-9995	月～金曜日 午前10時～午後4時 (休館日を除く)	×	×	○
	大和町共同利用施設	大和町2-16-2	582-1140	582-1140	月～土曜日 午前9時30分～午後4時 (休館日を除く)	○	○	○
	(株)ENEOS D.D春日大谷店	大谷2-19	501-1832	無	月～日曜日(正月を除く) 月～土曜日 午前7時～午後9時 日祝 午前8時～午後8時	×	×	○
	青葉やまと保育園	大和町1-4-1	571-3267	571-3339	月～金曜日 午前9時～午後3時	○	○	○
	宝幼稚園	宝町4-14-1	591-2414	591-2415	月～金曜日 午前10時～午後2時 ※夏・冬休み、行事の日は利用できません。	○	○	○
	くずの木幼稚園 バビーカフェ	若葉台西6-103	571-0254	582-9568	月～金曜日 午前10時～正午	○	○	○
	下白水北コミュニティ供用施設	下白水北4-19	571-4146	571-4146	火～土曜日 午前9時～正午 火～金曜日 午後1時～午後4時 (休館日を除く)	○	○	○
	白水ヶ丘地区公民館	白水ヶ丘3-46	582-6885	582-6885	火～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～午後4時 土曜日 午前9時30分～午後2時(休館日を除く)	○	○	○
春日西中	下白水南コミュニティセンター	下白水南3-44	593-2311	593-2311	午前9時～午後10時(休館日を除く)	○	○	○
	上白水地区公民館	上白水6-77	582-6879	582-6879	月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～午後4時 土曜日 午前9時～午後2時(日祝日を除く)	○	○	○
	浄運寺	下白水南4-35	593-1111	593-2200	毎日(年末年始含む) 午前9時～午後6時	○	○	○
	ローソン 春日下白水南五丁目店	下白水南5-21	558-1821	558-1822	24時間	×	○	×
	泉ヶ丘幼稚園	泉2-2	574-4154	574-4157	月～金曜日 午前8時15分～午後6時 ※春・夏・冬の長期休み期間は利用できません。	○	×	○
	春日白水保育園	下白水南3-66	582-2657	586-0660	月～金曜日 午前9時30分～午後4時 ※保育園利用者対象	○	○	○
	くま歯科・こども歯科	上白水3-102	558-8696	558-8697	月・火・木・金 午前9時30分～午後1時 午後2時30分～午後1時 土 午前9時30分～午後1時 午後2時～午後5時	×	×	○
	毛勝児童センター	大土居1-38	581-5614	581-5616	火～日曜日 午前10時～午後5時	○	○	○
春日南中	白水児童センター	天神山1-213	593-2777	593-2801	火～日曜日 午前10時～午後5時	○	○	○
	白水大池公園 管理事務所	大字下白水209	596-3744	無	年末年始を除く日 午前8時30分～午後5時	○	○	○
	松ヶ丘地区公民館	松ヶ丘5-35	595-0686	517-4478	月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～午後4時(休館日を除く)	○	○	○
	福岡プライマリケア 訪問看護ステーション	天神山7-91	517-6313	517-6313	月～金曜日 午前9時30分～午後5時30分 土曜日 午前10時～午後3時	○	○	○
	ケースデンキ 春日店	星見ヶ丘4-17	596-6311	596-6371	午前10時～午後8時	○	×	○
	ミスターマックス 春日店	星見ヶ丘4-7	595-8700	595-8710	午前9時～午後9時 ※店休日なし	○	×	○
	ホームプラザナフコ 春日フォレストシティ店	星見ヶ丘4-16	589-1051	589-1050	午前8時～午後8時	○	×	○
	ホームプラザナフコ 春日店	惣利6-130	595-5961	583-5020	午前10時～午後8時	×	×	○
	グリーン・エネ・パーク南部	大字下白水104-5	589-7800	589-7802	月～金曜日 午前9時～午後5時 (年末年始、お盆、GWを除く)	×	×	○

中学校区	施設名	所在地	電話	Fax	協力日・協力時間	授乳	お湯	おむつ
春日南中	風の谷保育園	天神山4-10	404-0144	404-0144	月～土曜日 午前10時～午後6時 ※保育園利用者対象	○	○	○
	梨の実保育園	惣利2-17	596-3701	596-3701	月～金曜日 午前7時30分～午後7時	○	○	○
	春日つばみ保育園	塚原台3-121	596-5771	596-5771	月～金曜日 午前8時～午後6時	○	○	○
	こもれび保育園	惣利1-83-1	595-6522	595-6525	月～土曜日 午前9時～午後5時	×	○	○
	春日おおぞら保育園	塚原台1-17	595-5656	595-5656	月～金曜日 午前9時～午後5時	×	○	○
	パースデイ春日フォレストシティ店	星見ヶ丘1-78	558-0265	—	営業日 午前10時～午後7時	○	×	○
春日野中	春日原共同利用施設	春日原南町4-37-84	591-6000	591-6000	月～金曜日 午前9時～午後4時 土曜日 午前9時～正午 (日・祝・盆・正月を除く)	○	○	○
	春日公園共同利用施設	春日公園1-47	582-8782	592-5888	月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～午後3時(休館日を除く)	○	○	○
	JR春日駅	春日原北町5-1	584-1111	584-1143	24時間	×	×	○
	(株)ホンダカーズ博多 大野城店	平田台1-40-1	596-6717	596-5598	水曜日以外 午前9時30分～午後6時	○	○	○
	(株)福岡トヨタ自動車 春日店	春日1-84	513-5185	501-3794	不定休 平日 午前9時30分～午後6時30分 日祝 午前10時～午後6時30分	○	○	○
	こどもの本専門店エルマー	春日原東町3-16-5	582-8639	無	火曜日以外 午前10時～午後7時	○	○	○
	福岡トヨペット株式会社 春日店	平田台1-139	595-1070	595-1578	火～日曜日 午前10時～午後6時	○	○	○
	KIDS-CLUB ひまわり保育園	春日原北町4-20-2	584-6114	584-6114	月～土曜日 午後1時～午後3時	○	○	○
	アクロスモール春日	春日5-17	284-0855	284-0857	午前10時～午後9時(休館日を除く)	○	×	○
	横山小児科医院	春日原東町3-36	581-1203	501-6903	月～金曜日 午前8時30分～正午 午後2時30分～6時 土曜日 午前8時30分～12時30分 午後2時～4時	×	×	○
	ネットトヨタ福岡株式会社 春日店	春日4-92	588-4566	571-6022	午前10時～午後6時(店休日以外)	×	×	○
	マクドナルド 春日店	春日6-1	596-6201	596-6213	営業時間内	×	○	○
	カフェアニバニラス	春日公園7-74 日石ビル101	573-2420	—	月～土曜日 午前11時30分～午後4時 (日・祝店休日を除く)	×	○	×
	恵星幼稚園	春日原北町4-23	501-7635	501-7645	月～金曜日 午前9時～午後5時 ※夏・冬休み期間、 園がお休みの日は利用できません。	○	○	○
	春日幼稚園	春日3-42	501-3425	501-3433	月～金曜日 午前9時～午後4時 ※園がお休みの日は利用できません。	×	×	○
	古澤こども歯科クリニック	春日原北町4-3 KTビル3F	572-1171	—	診療時間内 午前9時～午後1時 午後2時30分～午後7時	×	×	○
	EQWELチャイルドアカデミー かすが教室	春日原北町4-3 KTビル2F	593-1170	—	火～金曜日 午前10時～午後5時	○	×	○
	はらだ歯科	春日原北町4-11 メディカルシティ春日原 2F	588-3154	—	月・火・木・金 午前9時～午後1時 午後2時～午後7時 水 午前9時～午後1時 土 午前9時～午後3時	×	○	×
春日北中	奴国の丘歴史資料館	岡本3-57	501-1144	573-1077	月～日曜日(休館日:毎月第3火曜日、 12/28～1/4) 午前9時～午後5時	△	△	○
	春日まちづくり支援センター (ぶどうの庭)	須玖北5-155	589-3388	589-3399	午前9時～午後5時(水曜日を除く)	○	○	○
	福岡トヨペット株式会社 井尻店	須玖北1-48-1	588-5025	588-5026	火～日曜日(営業日のみ) 午前10時～午後6時	○	○	○
	岡本保育所	岡本1-89	591-3617	591-3629	協力可能な日及び時間 ※事務所に問い合わせください。	○	○	○
	ひので保育園	日の出町4-9-1	558-3220	558-3221	月～土曜日 午前8時～午後5時	○	○	○
	かすがこどもランド	岡本1-6 2F	586-3933	—	月～金曜日 午前10時～午後4時 土日祝 午前10時～午後5時 ※休館日を除く(不定休)	○	×	○
	コジマ×ビックカメラ福岡春日店	須玖北1-1-1	571-8484	571-8477	営業中(365日) 午前10時～午後8時	×	×	○

*休業日など都合により利用できない場合があります。

○利用可能、△職員がいる時のみ利用可能、×利用不可



赤ちゃんの駅
福岡トヨタ春日店



福岡プライマリケア訪問看護ステーション

協力施設を募集しています

登録・問い合わせ先 子育て支援課こども相談担当(いきいきプラザ内)

所在地:昇町1-120 Tel:584-1015 Fax:501-0051 Mail:kosodate@city.kasuga.fukuoka.jp

子育て応援の店へ行こう!

18歳未満の子どもがいる「子育て家庭」を応援する事業です。登録店舗に子どもを連れて行くと、商品の割引やベビーベッドの設置など、それぞれの店が考え提供する各種サービス・特典が受けられます。店舗によっては年齢制限がありますので、店舗情報で確認してください。対象店舗やサービス内容、パスポートの利用登録の方法など詳しくは子育て応援の店ウェブサイトを見てください。

子育て応援の店

URL: <https://kosodate-mise.pref.fukuoka.lg.jp/>

問い合わせ先 「子育て応援の店」事務局 福岡県子育て支援課 Tel:761-4322

子育て応援の店



妊娠を希望
したなら
妊娠したら
赤ちゃんが
生まれたなら
乳幼児期に
なったら
保育所(園)
幼稚園
小・中学生
一時的な預かり
家事支援
ひとり親家庭
障がいのある
子ども
子ども子育てに
関する相談窓口
救急診療
子どもが遊ぶ
場所・施設
春日市子育て
マップ

子ども用品リサイクル

家庭の中で眠っている子ども用品を市が無料で回収し、環境フェアなどで無料配布します。

〔回収品〕 子ども服(新生児～140cm)・ベビーソックス・帽子

〔回収日時〕 市ウェブサイトなどでお知らせします。

〔回収場所〕 市役所3階環境課・毛勝児童センター・須玖児童センター・白水児童センター・光町児童センター
※連絡先詳細 P32

〔注意事項〕 市民からの提供に限ります。回収品以外のものは回収しません。
提供品はきれいに洗い、状態の良いものを、サイズ別に分けて提供してください。
大型の物、多量の衣料を持ち込む場合は、各児童センターへ事前に連絡してください。

問い合わせ先 環境課ごみ減量担当(春日市役所3階) Tel:584-1111 Fax:584-1147

春日市ふれあい文化センター

赤ちゃんの駅設置

ホール・ギャラリー・研修室などの施設があり、文化芸術、生涯学習、コミュニティ活動など、さまざまな活動に利用されている複合施設です。施設内の各多目的トイレには、オムツ替えシートを設置しています。

〔利用時間〕 午前9時～午後10時

〔休館日〕 月曜日(祝休日の場合は開館)、12月28日～1月4日 *施設利用料金など詳しくは、問い合わせてください。

問い合わせ先 所在地:大谷6-24 Tel:584-3366 Fax:501-1669

BUS バスセンター(全路線・始点・終点)

ふれあい文化センター前(上白水線・星見ヶ丘線)

春日市奴国の丘歴史資料館 (奴国の丘歴史公園)

赤ちゃんの駅
設置

奴国の丘歴史資料館には、奴国(なこく)の時代(弥生時代)を中心とした貴重な遺物を展示する考古資料展示室と、昭和初期頃の農具や民具などを展示する民俗資料展示室があります。また、奴国の中心地であった国指定史跡須玖岡本遺跡を含む「奴国の丘歴史公園」には、2つの覆屋(ドーム)があり、発掘した当時のままの状態で甕棺墓(かめかんぼ)などを見学できます。

歴史公園は、芝生で覆われた丘になっており、遠足や親子連れなどの利用でも人気です。入館は無料です。

〔開館時間〕

午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

〔休館日〕

第3火曜日(祝休日の場合は翌日)、12月28日～1月4日

● 勾玉(まがたま)づくり

開館中はいつでも、古代のアクセサリー勾玉作り体験ができます(有料)。

申し込み・問い合わせ先 所在地:岡本3-57

Tel:501-1144 Fax:573-1077

BUS 奴国の丘歴史資料館前(桜ヶ丘線)

市ウェブサイトページ番号1002189

春日市のぼり窯体験広場 (ウトグチ瓦窯展示館)

県指定史跡の7世紀の瓦窯跡です。展示館では、瓦窯を発掘調査当時の状態で保存・展示しています。平日は予約制で、入館は無料です。

〔開館時間〕

午前9時～午後4時30分

※平日で予約がない場合、閉館しています。

〔休館日〕

月曜日、祝日(月曜日の場合は翌日)、第3火曜日、
12月28日～1月4日

〔所在地〕

白水ヶ丘1-4

● やきもの作り教室

親子で焼き物作りを体験してみたい人や、初めて体験する人などを対象とした入門教室です。小学生以下の子どもの参加は保護者同伴をお願いします(有料)。

*日時、内容など詳しくは問い合わせてください。

申し込み・問い合わせ先 奴国の丘歴史資料館

Tel:501-1144 Fax:573-1077

BUS ウトグチ瓦窯展示館前(上白水線)

市ウェブサイトページ番号1002244



🏠 白水大池公園 星の館

観測ドームには、コンピュータ制御の20cm屈折式望遠鏡を設置しており、月や惑星のほか、昼間も太陽や一部の惑星の観察ができます。入館は無料で、天体に関するイベントなども行っています。気軽に来館してください。

〔利用時間〕 10月16日～6月30日 午後2時～午後9時
7月1日～10月15日 午後2時～午後9時30分

〔休館日〕 月～木曜日、12月28日～1月4日

*イベント情報など詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ先 所在地:下白水209-171(白水大池公園内) Tel:983-7755 Fax:983-7756

mail:info@hoshinoyakata.com HP:http://hoshinoyakata.com BUS 白水大池公園噴水前(星見ヶ丘線)



🏠 春日市立北スポーツセンターNHKラジオパーク

卓球場と野球場、テニスコートがあります。

〔開館時間〕 野球場・卓球場 午前9時～午後7時
テニスコート 6月1日から8月31日までの期間 午前9時～午後7時
9月1日から5月31日までの期間 午前9時～午後5時

〔休館日〕 毎月第3月曜日(休日の場合は、翌平日)、12月28日～1月4日

*料金や使用方法など詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ先 所在地:昇町2-3 Tel:592-3600 Fax:592-3600 BUS 北スポーツセンター前(須玖線)

🏠 春日市西野球場 ※令和7年5月利用停止予定

〔開館時間〕 午前9時～午後9時

〔休館日〕 毎月第3月曜日(休日の場合は、翌平日)、12月28日～1月4日

*料金や使用方法など詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ先 所在地:白水ヶ丘2-104 Tel:571-3234 Fax:585-1634 BUS 白水ヶ丘中央公園(上白水線)

🏠 春日市総合スポーツセンター体育館

赤ちゃんの駅設置

メインアリーナ(バレーボール3面・バスケットボール2面・バドミントン10面が取れる広さ)・サブアリーナ(バレーボール2面・バスケットボール1面・バドミントン6面が取れる広さ)・フィットネス室・卓球場・武道場・弓道場・ランニングコース(1周約200m)・トレーニング室などがあります。

〔開館時間〕 午前9時～午後10時(トレーニング室利用は午後9時30分まで)

〔休館日〕 毎月第3月曜日(休日の場合は、翌平日)、12月28日～1月4日

*料金や使用方法など詳しくは問い合わせてください。

🏠 春日市総合スポーツセンター屋外競技施設

屋外競技場(サッカー1面・ソフトボール1面が取れる広さ)・テニスコート(オムニコート5面)・フットサルコート(1面:テニスコート兼用)・相撲場・ウォーキング・ランニングコース(1周660m)などがあります。

〔開館時間〕 午前9時～午後9時

〔休館日〕 毎月第3月曜日(休日の場合は、翌平日)、12月28日～1月4日

*料金や使用方法など詳しくは問い合わせてください。

上記2件の問い合わせ先

問い合わせ先 所在地:大谷6-28 Tel:571-3234 Fax:585-1634

BUS バスセンター(全路線・始点・終点)・ふれあい文化センター前(上白水線・星見ヶ丘線)

🏠 春日市総合スポーツセンター温水プール

〔開館時間〕 午前9時～午後10時(プール利用は午後9時半まで)

〔休館日〕 毎週月曜日(休日の場合は、翌平日)、12月25日～1月4日

*料金や使用方法など詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ先 Tel:915-3500 Fax:915-1005

春日市子育てマップ

凡 例

31	県道	公園	学校	文	サ	サロン・サークル	広	広域避難場所
	金融機関		郵便局	〒	幼	幼稚園	赤	赤ちゃんの駅
	神社	交番	保育園	保	店	大型店舗	史	史跡・遺跡
	救急病院	公民館	駐車場	P	●	春日市公共施設	●	その他





- 妊娠を希望したら
- 妊娠したら
- 赤ちゃんが生まれたら
- 乳幼児期になったら
- 保育所(園)
- 幼稚園
- 小・中学生
- 一時的な預かり・家事支援
- ひとり親家庭
- 障がいのある子ども
- 子ども子育てに関する相談窓口
- 救急診療
- 子どもが遊べる場所・施設
- 春日市子育てマップ

MEMO

MEMO

[illegible]

